

報告事項

件名	県議会令和2年9月定例会概要について
提出理由	県議会令和2年9月定例会が終了したので、その概要（教育委員会所管分）について別紙のとおり報告します。
概要	<p>1 会期 令和2年9月24日（木）～10月14日（水）（21日間）</p> <p>9月24日 開会 9月30日～10月6日 一般質問 10月8日 文教委員会 10月14日 委員長報告、質疑、討論、採決、閉会</p> <p>2 本会議の質問 質問者数 15人中 9人（60.0%） 質問本数 185本中 16本（8.6%）</p> <p>3 付託議案 3件</p>

（財務課）

県議会令和 2 年 9 月定例会

本会議における質疑質問者氏名・
質疑質問事項・質疑質問要旨・答弁要旨

1 一般質問

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
9 月 30 日 (水)	新井 豪 (自民)	教 育 な し	
	金野 桃子 (県民)	2 コロナ禍における高校中退者へのフォローと就職支援の拡充について (高校教育指導課、生徒指導課)	4
	山本 正乃 (民主フォーラム)	3 教育行政について (1) 全ての児童・生徒が学べる体制整備について (義務教育指導課、高校教育指導課)	6
		(2) コロナ禍における学校運営について (小中学校人事課、県立学校人事課、高校教育指導課、義務教育指導課)	7
10 月 1 日 (木)	関根 信明 (自民)	1 知事の公約について (1) 埼玉版SDGsの取組について(知事：計画調整課*)	9
		(企画財政部長：計画調整課*)	11
		(義務教育指導課、高校教育指導課)	13
	2 県庁舎の在り方検討と民間活力導入について (知事：管財課*)	14	
	6 障害者の雇用対策と避難場所について (総務部長：人事課*)	17	
	(総務課)	19	
蒲生 徳明 (公明)	3 実践的な防災教育について (1) マイ・タイムラインを活用した防災教育について (保健体育課)	20	
	5 L G B T Qへの取組について (知事：人権推進課*)	21	
柳下 礼子 (共産党)	3 何度でも、少人数学級の実現を求める (小中学校人事課)	23	

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
10月2日(金)	山口 京子 (自民)	7 地元問題 (1) 黒浜公園周辺の整備と一体となった魅力ある高校づくりについて (財務課、魅力ある高校づくり課)	24
	並木 正年 (県民)	教 育 な し	
	飯塚 俊彦 (自民)	教 育 な し	
10月5日(月)	木下 博信 (自民)	教 育 な し	
	権守 幸男 (公明)	3 社会的養護出身者のアフターケアについて (2) 施設等退所後の居住に関する支援 (3) 障害を持つ子供たちへの適切な支援 (福祉部長：こども安全課*)	26
	岡田 静佳 (自民)	2 渋沢栄一翁プロジェクトの立ち上げを(県庁に銅像を!) (義務教育指導課、高校教育指導課)	28
		4 中学校における進路指導の実態と改善について (義務教育指導課、高校教育指導課)	29
		5 コロナ禍における子供たちの活躍の場の提供と思い出づくりについて (義務教育指導課、保健体育課)	31
		6 子供を主体とした児童福祉施策の実現に向けて (2) 中高生の居場所づくりについて (福祉部長：少子政策課*)	33
10月6日(火)	吉良 英敏 (自民)	2 教育現場におけるヤングケアラーへの支援について (1) 学校スタッフへの研修等や情報共有の仕組みづくり (2) 学校サロンの設置 (3) 埼玉県学力・学習状況調査の有効活用 (4) オンライン学習などの多様な支援 (人権教育課、義務教育指導課、高校教育指導課)	34
		5 ケアラーの支援を担う人材の育成について (1) 市町村における人材育成の支援 (2) ケアラー手帳 (福祉部長：地域包括ケア課*)	37

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
10 月 6 日 (火)	岡地 優 (自民)	4 放課後児童クラブに対する支援について (福祉部長：少子政策課*)	39
		5 小中学校におけるICTを活用した教育に対する支援について (義務教育指導課、総務課)	41
	神尾 高善 (自民)	教 育 な し	

* 教育に関連のある答弁のため掲載

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	2	2年9月30日	金野 桃子 議員
【質問事項】			
2 コロナ禍における高校中退者へのフォローと就職支援の拡充について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、中退に追い込まれている生徒がい ないか、実態把握をするべきであると考えがいかがか。 ・ 就職をサポートする職員やスクールソーシャルワーカーの加配をできないか。 ・ 山形県や佐賀県などで、合同説明会等を行っているが、埼玉県でも同様の取組 を行うことはできないか。 ・ 家庭と教育と福祉の一層の連携を進めるとともに、卒業後の定着支援をしっか り行う必要があると考えがいかがか。 			

【答弁要旨】

御質問2「コロナ禍における高校中退者へのフォローと就職支援の拡充について」
お答えを申し上げます。

まず、コロナの影響により、中退に追い込まれている生徒がいらないか、実態把握を
するべきについてでございます。

議員御指摘のとおり、中途退学者の実態の把握は重要であることから、県立高校に
ついて調査を行ったところ、7月末までの中途退学者は82人であり、昨年度と比較
し減少しております。

そのうち、新型コロナウイルス感染症の影響により中途退学に至った事例がない
か、各学校に対し、聞き取りを行いました。

その結果、7月末時点では、コロナウイルスの影響により、中途退学に至ったと認
められるケースは確認されませんでした。今後も、生徒に寄り添った適切な支援と
なるよう、実態の把握に努めてまいります。

次に、就職をサポートする職員やスクールソーシャルワーカーの加配についてでござ
います。

就職支援が必要な県立高校には、生徒のキャリアカウンセリングや面接指導を行うため、民間企業の経験者や社会福祉士などの資格を持つ就職支援アドバイザーを配置しております。

また、家庭環境などに課題を抱える生徒が多い学校には、生徒や保護者を福祉や医療の支援に結び付けることや、学校と関係機関の円滑な連携を支援するため、スクールソーシャルワーカーを配置しております。

就職支援アドバイザーやスクールソーシャルワーカーの役割は、学校全体で行うべき支援を専門的な立場からサポートするものであり、その役割は現状の配置により、効果的に活用できているものと考えております。

今後も、支援の充実が図れるよう、適切な活用や配置の工夫に努めてまいります。

次に、山形県や佐賀県などと同様の取組を行うことはできないかについてでございます。

今年度は新たな取組として、求人がない企業等に教育局の担当者が直接、雇用確保を要請し、求人を増やしていただいた企業もございます。

また、埼玉労働局と連携し、県内企業の採用情報に関するガイドブックを全ての県立高校に配布するとともに、生徒が企業の人事担当者から直接、会社の説明を受ける機会も複数回設けるなどの取組も行っております。

今後も、他県の事例などを参考にしながら、積極的な就職支援に取り組んでまいります。

次に、家庭と教育と福祉の一層の連携を進めるとともに、卒業後の定着支援をしっかりと行う必要があると考えるがいかがかについてでございます。

県では、内定者フォローアップ講習会の中で、卒業後に、仕事における様々な悩みを相談できるヤングキャリアセンターなどを紹介し、職場定着の支援をしております。

また、学校の進路担当者が、就職未内定者や早期に離職した卒業生の情報を、ハローワークの就職支援担当者と共有する等の連携を図り、個別支援に努めております。

さらに、教育と福祉の連携を一層進めるため、今年度からは、学校の進路担当者を対象に、福祉の知見を有した外部人材を講師とした研修会を、新たに実施することといたしました。

今後とも、職場定着までの切れ目ない支援ができるよう、ハローワークを含めた外部機関と積極的に連携してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	3	2年9月30日	山本 正乃 議員
【質問事項】			
3 教育行政について			
(1) 全ての児童・生徒が学べる体制整備について			
【質問要旨】			
・ 様々な事情で登校が難しい児童・生徒に対して、オンラインによる学習支援等で学びの保障は必要と考えるが、全ての児童・生徒が学べる体制整備について、教育長の見解を伺う。			

【答弁要旨】

御質問3「教育行政について」お答えを申し上げます。

まず、(1)「全ての児童・生徒が学べる体制整備について」でございます。

新型コロナウイルス感染症への不安も含め、様々な事情で登校できない児童生徒にも学びを保障することは極めて重要であり、そのためにICTを活用することは有効と考えております。

県立学校では、高速大容量の回線整備を進めており、この整備が完了すれば同時双方向型のオンライン学習が可能となります。

また、授業でICTを効果的に活用するための研修を新たに実施し、教員の指導力向上を図るとともに、多くの教科でICTを最大限活用した授業が行えるよう、校内体制の整備を進めてまいります。

市町村立学校については、これまで端末等のハード環境が大きな障壁となっていましたが、国のGIGAスクール構想に基づき、今年度中には全ての市町村で端末の調達を終える予定です。

そこで、県では「ICT教育ガイドライン」を策定し、登校できない児童生徒にも、オンラインなどを活用した指導を実施するよう市町村に示しております。

また、今後、県と市町村で構成するワーキンググループを設置し、ICTを活用した指導を充実できるよう、県がリーダーシップを発揮してまいります。

県といたしましては、新たに整備されるICT環境を活用して、全ての児童生徒が学べる体制の整備に全力で取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	3	2年9月30日	山本 正乃 議員
【質問事項】			
3 教育行政について			
(2) コロナ禍における学校運営について			
【質問要旨】			
・ 感染症対策等により、業務が増大している学校をサポートするためには、学習指導員やスクール・サポート・スタッフ等の外部人材を活用していくことが重要と考えるが教育長の考えを伺う。			
・ 教員の負担軽減をより一層図るためには、1日も早く、働き方改革が全ての学校で推進されることが重要と考えるが教育長の考えを伺う。			

【答弁要旨】

次に、(2)「コロナ禍における学校運営について」のうち、感染症対策等により、業務が増大している学校をサポートするために、学習指導員やスクール・サポート・スタッフ等の外部人材を活用していくことについてでございます。

議員御指摘のとおり、再開後の学校において、感染症対策を行いながら、子供の学びを保障していくためには、外部人材も活用し、教員の負担軽減を進めることが重要であると考えております。

そこで県では、教員の業務をサポートする外部人材として、県立中学校及び県立高校に学習指導員158人を配置することとし、順次配置を進めております。

また、市町村立学校においては、学習指導員約1,800人とスクール・サポート・スタッフ約780人の配置を進めております。

これにより、教員と外部人材が役割を分担し、協力して学校教育に当たることで、教員の負担軽減に努めているところでございます。

次に、教員の負担軽減をより一層図るためには、1日も早く、働き方改革が全ての学校で推進されることが重要だと考えるがいかがかについてでございます。

私は、社会全体で働き方改革が推進されていく中で、教育の世界だけが取り残されていくのではないかという危機感を強く持っており、全ての学校において働き方改革を推進することは、大きな課題の一つと考えております。

そこで、県で策定した「学校における働き方改革基本方針」の進捗状況について、有識者や学校関係者から意見も頂きながら、改善に努めております。

また、市町村立学校に向けて、働き方改革を推進するための指導者育成研修会を実施するとともに、会議などを通じて市町村に好事例を紹介し、学校が主体となって働き方改革を推進するよう強く働き掛けております。

県立学校においては、7月に校長を対象とした、「『働き方改革』推進研修会」を実施し、具体的な業務改善の事例を学ぶことで、働き方改革の推進に取り組んでおります。

加えて、学校における働き方改革を進めるためには、教員だけでなく、保護者や地域の方々の協力が必要であることから、保護者や地域住民に向けたリーフレットを作成し、御理解いただけるよう取り組んでおります。

今後とも、全ての学校において、働き方改革が推進されるよう積極的に取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.1	2年10月1日	関根 信明 議員
【質問事項】			
1 知事の公約について			
(1) 埼玉版SDGsの取組について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉版SDGsの推進に対しどのようなゴールを目指すのか伺う。 ・ 埼玉版SDGsはどのような企業・団体をターゲットとし「ワンチーム埼玉」による全県的な推進体制をどのように整えていくのか伺う。 ・ 埼玉版SDGsと県内市町村との連携はどのように進めるのか伺う。 			

【答弁要旨】

関根信明議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、「知事の公約について」のお尋ねのうち、「埼玉版SDGsの取組について」の埼玉版SDGsの推進に対しどのようなゴールを目指すのかについてでございます。

SDGsには17のゴールがあります。埼玉版SDGsとしてはこれら全てを意識しながらも、当面は本県の特徴や課題を踏まえた重点的な政策テーマを二つ設定することといたしました。

一つは「未来を創る人材への投資」です。

これは2030年の社会を支える子供や若者を育成していくことをテーマとしたものです。

もう一つは「埼玉の水とみどりを守り育む」です。

これは川と緑に着目しつつ豊かな自然との共生をテーマとしたものです。

次に、どのような企業・団体をターゲットとし、全県的な推進体制を整えていくのかについてでございます。

私は知事就任以前より、SDGsを旗印にすることで官民連携がより一層進み、全県的に施策を展開できるのではないかと、という思いを持っておりました。

そのため、まずは庁内に推進本部を設置した上で部局横断のワーキングチームを編成し、令和3年度の事業化に向けた準備を進めています。

次に、SDGsへの関心を持つ企業・団体などが知識を深め、官民連携でSDGsに取り組むことができる拠点が必要だと考え、9月1日には、「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」を立ち上げました。

このプラットフォームでは、シンポジウムなどによる意識啓発や会員相互の情報共有、官民連携で取り組むテーマの研究などを行います。

早速10月23日には、プラットフォームの設立大会も兼ねた第1回シンポジウムをさいたま市内で開催予定であります。

このプラットフォームにおける活動を活発化させながら、同時にパートナー登録制度を浸透させ、県内企業の大多数を占める中小企業にも業種を問わずSDGsの活動に参加いただき「ワンチーム」で埼玉版SDGsを推進する体制を整えてまいります。

次に、埼玉版SDGsと県内市町村との連携はどのように進めるのかについてでございます。

県内には既にさいたま市や春日部市などSDGsに積極的に取り組んでいる市町村もあり、それらの市町村と連携を取っていくことは全県で効果的にSDGsを進めて行く上で大変重要であります。

8月に開催したさいたま市長との意見交換の中でもSDGsの取組をテーマとして掲げ、一層の連携、協力をしていくことで意見が一致いたしました。

市町村の皆様には会員として「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」に参加いただき、市町村向けの研究会などを通じて連携を図ってまいります。

この研究会では、埼玉版SDGsと各市町村の取組との連携を図るほか、先行事例なども紹介し、市町村におけるSDGsの取組を後押しさせていただきたいと考えております。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
企画財政部長	No.1	2年10月1日	関根 信明 議員
【質問事項】			
1 知事の公約について			
(1) 埼玉版SDGsの取組について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月にスタートする埼玉県SDGsパートナー登録制度で、どのようなインセンティブを与え、どれくらいの登録数を目指し、どのような効果が生まれるのか伺う。 ・ SDGsの理念を県の各施策にどのように落とし込み、落とし込みした施策に対し、PDCAサイクルをどのように管理していくつもりなのか伺う。 			

【答弁要旨】

御質問1「知事の公約について」の(1)「埼玉版SDGsの取組について」のうち、「埼玉県SDGsパートナー登録制度におけるインセンティブ、登録数、効果」についてお答え申し上げます。

埼玉県SDGsパートナー登録制度は、自ら目標を掲げ積極的にSDGsの推進に取り組む企業・団体等を登録する制度で、11月からスタートできるよう準備を進めています。

パートナー登録の際には登録証を付与するとともに、登録団体のSDGs推進活動について県ホームページなどでPRを行います。

これにより、顧客や取引先、金融機関などへの発信力の強化が期待できます。

登録数については、今年度中に100社を目標としております。

他県の先進事例を見ますと、登録された企業・団体が融資の優遇を受けられるといった例もございます。

本県といたしましてもこうした例を参考に、企業・団体のインセンティブがより高められるよう研究してまいります。

次に、「SDGsの理念を県の各施策にどのように落とし込み、PDCAサイクルをどのように管理していくのか」についてでございます。

「誰ひとり取り残さない」というSDGsの理念は、県の施策にも既に広く織り込まれておりますが、各施策とSDGsの17のゴールがどのようにつながっているのかということを明確に整理したものはございませんでした。

そこで、次期5か年計画の策定においては、各施策とSDGsの関係性を整理したいと考えております。

PDCAサイクルにつきましては、毎年度行っている5か年計画の施策評価を通じて、しっかりと管理してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	1	2年10月1日	関根 信明 議員
【質問事項】			
1 知事の公約について			
(1) 埼玉版SDGsの取組について			
【質問要旨】			
・ SDGs教育の現状と今後の取組について、教育長に所見を伺う。			

【答弁要旨】

御質問1「知事の公約について」の(1)「埼玉版SDGsの取組について」お答えを申し上げます。

SDGsに係る教育を通じて、持続可能な社会づくりに参画する力を子供たち一人一人に育むことは、極めて重要と考えております。

現在、県内の学校では、様々な取組を行っております。

例えば、小学校では、県内の大学と連携してSDGsの17の目標の意味をクイズ形式で楽しく学ぶ事例がございます。

中学校では、SDGsの視点から、自分のまちをより良くするための提案を、保護者や地域の方々に発表している事例もございます。

県立高校では、青年海外協力隊に参加された方や、NPO等に勤務されている方を講師に招き、資源・環境問題や教育格差等をテーマとした講演会を全ての高校で実施することとしております。

講師の話を直接聞いたり質問したりすることで、社会の課題解決に向けて主体的に深く考える絶好の機会となっております。

今後、SDGsの考え方がますます重要となってくるため、県としても、学校や市町村の担当者が集まる会議で好事例の周知や、より良い授業方法の研究協議などを通して、SDGsに係る教育の一層の充実を図ってまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	1	2年10月1日	関根 信明 議員
【質問事項】			
2 県庁舎の在り方検討と民間活力導入について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁舎建替え等検討特別委員会の提言書をどのように受け止め、今年度どのような対応をされるのか伺う。 ・ 知事公約に1期4年間は具体的な建替えに向けた工事には着手しないとあるが、どのような主旨か伺う。 ・ 新庁舎建設までの期間を一般論で結構なので提示いただきたい。 ・ 県庁舎建替えを進めるに当たり、PFI等民間活力導入の検討を行っていただきたいと考えるが、所見を伺う。 ・ 県庁舎の在り方検討として早急に県庁舎再編計画等を策定し、県庁舎の集約化と県警察本部の独立化を図るべきと考えるが、所見を伺う。 			

【答弁要旨】

次に、「県庁舎の在り方検討と民間活力導入について」のお尋ねのうち、県庁舎建替え等検討特別委員会の提言書をどのように受け止め、今年度どのような対応をされるのかについてでございます。

提言書では「速やかに県庁舎の課題解決に尽力すべき、また、将来の県庁舎の在り方についても早急に検討に着手すべき」とされております。

提言については、県庁舎の将来を見据えた貴重な御指摘を頂いたものと受け止め、誠実に対応してまいりたいと考えております。

県では、県庁舎の機能や快適性などの課題解決に向け、平成29年度から執務室のレイアウトの見直しなどを行う執務環境改善事業に取り組んでおります。

また、今年度、将来の県庁舎の在り方について議論を行うため、建物性能の客観的な状態を把握する「県庁舎建築性能・劣化診断調査」を実施しております。

今回の調査では、平成23年しゅん工の危機管理防災センターを除いた全庁舎のコンクリートの劣化調査を行うとともに、ふだん目視できない建物内部の設備機器の状態や室温等の執務環境なども詳細に調査しております。

さらに、県庁舎の課題などについて議論する場として、庁内の全ての部局で構成する「埼玉県県庁舎問題検討会」を本年6月に設置したところでございます。

次に、1期4年間の工事着手はしないとはどのような主旨かについてでございます。

知事公約においては、私は「1期4年の間には建替えに向けた着手はしない。限られた財源は建替えよりも公教育・警察などの次世代のための投資を優先させる」としております。

限られた予算は、特別支援学校の教室不足の解消や児童相談所の拡充など、より県民ニーズの高いものを優先すべきと考えたからであります。

県庁舎を建て替える場合、県庁の在り方や業務プロセスを見直し、いかなる県庁にすべきかという議論も必要となります。

このため、少なくとも1期4年の間には慎重に議論をし、建替えに向けた工事の着手にまで及ぶことはない、という主旨で申し上げたものでございます。

次に、新庁舎建設までの期間についてでございますが、最も新しい県庁舎である長崎県庁舎を例に取りますと、平成21年度から基本構想の策定に着手し、29年度にしゅん工、供用開始とされております。

昨年度、工事に着手した岐阜県庁舎では、平成26年度に基本構想の策定に着手し、令和4年度にしゅん工、供用開始予定と伺っております。

このように、直近の県庁舎建替えの事例では、基本構想の策定に着手してから供用開始までおおむね9年を要しております。

次に、民間活力導入の検討についてでございます。

御質問にございましたさいたま市北区役所は、平成19年度にしゅん工し、20年度に供用を開始した図書館やホール、コミュニティスペースなどが併設された複合施設であります。

また、大宮区役所は、平成30年度にしゅん工し、令和元年5月に供用を開始した図書館やふれあいスペース、カフェなどが併設された複合施設です。

議員お話しのとおり、いずれの施設もPFI方式で建設しておりPFI方式を導入しない場合と比較し、北区役所では17.6パーセントの財政負担の削減効果があり、大宮区役所では14.4パーセントの削減効果があったと伺っております。

P F I方式は、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営を一体的に扱い、民間の資金とノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的な公共サービスの提供が期待できる事業方式であります。

本県においても、これまでに埼玉県総合リハビリテーションセンター E S C O事業など14件のP F I事業を実施しております。

一方、令和2年度しゅん工の川口市役所では、「庁舎は行政職員が市民サービスを提供する施設であることから、職員自らが利用しやすい建築計画を実現できる」設計・施工分離発注方式を採用したと伺いました。

P F I方式をはじめとして、民間活力手法の導入にはそれぞれの特徴がありますので、建替え等の検討に当たっては、コスト面も含め幅広く検討を行ってまいります。

次に、早急に県庁舎再編計画等を策定し県庁舎の集約化と県警察本部庁舎の独立化を図るべきについてでございます。

現在、「県庁舎建築性能・劣化診断調査」を実施しております。

く体の劣化の進行度合いや設備機器のメンテナンスの状況によっては、目標使用年数の築80年を超えて建物を使用することも可能です。

現在行っている調査や県庁の在り方についての議論の結果も踏まえた上で、議員御指摘の県庁舎の集約化や警察本部庁舎の独立化なども検討してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
総務部長	1	2年10月1日	関根 信明 議員
【質問事項】			
6 障害者の雇用対策と避難場所について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定雇用率は上回っているが、現時点での課題と今後の取組について伺う。 ・ 「flat」を作った背景とその目的、どのような効果を考えているのか伺う。 ・ また今後障害者の方々を増員していく方向性なのか伺う。 			

【答弁要旨】

御質問6「障害者の雇用対策と避難場所について」のうち、「障害者の雇用対策について」お答えを申し上げます。

県では、障害者雇用率の目標を法定雇用率を超える3パーセントと定め、障害者雇用の拡大を図ってきたところでございます。

近年では、精神障害者と知的障害者を受験対象に加えるとともに、受験年齢の上限を34歳から58歳に引き上げました。

こうした取組の結果、知事部局の今年の障害者雇用率は暫定値ですが、2.88パーセントと、前年と比べて0.14ポイント上昇したところでございます。

一方、障害者雇用率は上昇しているものの、目標の3パーセントを達成していないということが一つの課題となっております。

現在、執務環境の改善などハード面の整備を行っているほか、研修や相談体制の充実、多様な働き方といったソフト面での拡充を図っております。

目標の障害者雇用率3パーセントが達成できるよう、積極的に障害者の採用を進めてまいります。

次に、スマートステーション「flat」についてでございます。

「flat」を開設した背景には、業務の一層の効率化が求められたこと、短時間勤務でも一般職員として採用できる会計年度任用職員制度の導入があったことなどがございました。

そこで、各課所で行っていた定型的な業務を切り出し、障害者と共に処理する組織として「flat」を立ち上げたところでございます。

この組織の目的は、県庁の生産性、創造性を向上させること、障害者と健常者が互いに理解、尊重し合いながら共に働く場を作ることです。

「flat」の効果としては、まず、定型業務を集約することで、各課の職員がより創造的な業務に専念できるようになることがあげられます。

また、障害者への就労支援はもとより、庁内の職員が障害者が働くことへの理解を深める場となることも期待しております。

「flat」というこの愛称には、障害者と健常者が「同じ目線」に立ち、共に働く場という思いを込めております。

最後になりますが、「flat」で働く障害者の増員についてです。

まずは、現在勤務しております8名の障害者の方にしっかりと定着していただき、スキルを磨いていただくことが重要と考えております。

今後は、更に障害者に適した業務の切り出しを進め、障害者の就労機会の拡大に努めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	1	2年10月1日	関根 信明 議員
【質問事項】			
6 障害者の雇用対策と避難場所について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会の雇用率が達成できない理由は何か教育長に伺う。 ・ 雇用率を上げる取組について教育長に伺う。 ・ 雇用率向上に向けた国への要望活動について教育長に伺う。 			

【答弁要旨】

次に、御質問6「障害者の雇用対策と避難場所について」お答えを申し上げます。

まず、県教育委員会の雇用率が達成できない理由についてでございます。

議員御指摘のとおり、教職員全体の9割を占める教員の障害者雇用を進められていないことが大きな要因だと認識しております。

これは、障害のある教員が、教育現場で安心して勤務するための人的サポートや施設設備が必ずしも十分ではないこと、教員免許を取得する障害者が全国的に少ないことなどが課題として挙げられます。

次に、雇用率を上げる取組についてでございます。

県では、教員の障害者特別選考を実施しており、令和元年度から、これまでの身体障害者に加え、精神障害者を新たに対象とするなど、採用の拡大に努めております。

また、障害のある方が働きやすい環境にするための施設設備の整備や、教職員が障害者をより深く理解できる研修の実施などに努めております。

次に、雇用率向上に向けた国への要望活動についてでございます。

これまでも、障害のある教員の負担軽減のための人的支援や学校環境整備のための財政措置、教員を志す障害のある方が学びやすい環境となるよう大学等に働き掛けることなどについて国に要望しております。

国に対しては、今後とも様々な機会を捉え強く要望してまいります。

今後、より一層障害のある教職員の雇用を進めるとともに、障害のある方が働きやすい職場づくりに全力で取り組んでまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 2	【質問年月日】 2年10月1日	【質問議員】 蒲生 徳明 議員
【質問事項】 3 実践的な防災教育について (1) マイ・タイムラインを活用した防災教育について			
【質問要旨】 ・ 県立高校でマイ・タイムラインを活用した防災教育を行うとともに、教職員にも研修を行って水災害への防災意識を向上させることが必要と考える。また、この取組を県内小中学校にも普及すべきだと考えるが併せて教育長の御所見を伺う。			

【答弁要旨】

御質問3「実践的な防災教育について」の(1)「マイ・タイムラインを活用した防災教育について」お答えを申し上げます。

近年の想定を超える豪雨や台風などの発生状況を考えると、地震だけではなく、水災害への防災意識を向上させ、児童生徒が自らの力で危険を予測し回避する能力を育成することが重要です。

そのため、県立学校では、地震のほか豪雨や台風など自然災害時に正しい行動が選択できるよう、児童生徒一人一人の防災意識を高める指導に努めております。

また、「危機管理研修会」など、安全教育を担当する教員や新任教頭を対象とした研修会を開催し、児童生徒を直接指導する教員の防災意識の向上を図っております。

議員御提案のマイ・タイムラインを活用した防災教育については、近年の水災害の状況から大変重要なことと考えております。

そこで、高校生に対しては、各学校の代表を集めた講習会を開催し、マイ・タイムラインの作成方法を指導するとともに、教員に対しても、各種研修会を活用して普及啓発に努めてまいります。

小・中学校につきましても、県立高校の取組の成果を市町村に広く周知し、マイ・タイムラインを活用した防災教育にしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】 知事	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 2年10月1日	【質問議員】 蒲生 徳明 議員
【質問事項】 5 LGBTQへの取組について			
【質問要旨】 ・ LGBTQへの理解が県内でも徐々に広がる中、今後県としてどう取り組むのか伺う。			

【答弁要旨】

次に、「LGBTQへの取組について」のお尋ねでございます。

私はあらゆる人に居場所があり、個性が発揮できる社会を実現するため、「共生社会プロジェクト」を掲げてLGBTQの支援に取り組む所存であります。

LGBTQの方は、子供から大人へとそれぞれの成長段階において、多様な困難に直面すると伺っております。

特に、子供たちは自らの性に揺らぎがある場合があり、それが揺らぎであることから認識できずに一人で悩むことがあります。

こうした子供たちには、大人から救いの手を差し伸べること、そしていつでも相談できる環境を整えることが重要です。

そこで、県教育委員会では研修などの実施により教職員の意識啓発を図るとともに、児童生徒向けの相談窓口の周知に努めてまいりました。

また、令和2年度は、LGBTQへの理解を深めるための啓発資料を全教職員に配布し、学校現場で活用することとしています。

大人になっても、LGBTQの方には職場や地域で生きづらい状況が続くことから、県では、県民講座などを実施して啓発に取り組んでまいりました。

令和2年度は、LGBTQの方にとって働きやすい職場作りが進むよう県内企業を対象にオンライン研修を実施いたします。

また、LGBTQの方々の中には自らの性的指向と性自認を明らかにできずにいる方が多数おられるとされており、まずは直面している困難な状況などを把握するため、実態調査を現在実施しているところでございます。

こうした結果も踏まえながら、今後ともLGBTQの方に寄り添った必要な支援を実施し、誰もが自分らしく生き生きと活躍できる共生社会を実現をまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	3	2年10月1日	柳下 礼子 議員

【質問事項】

3 何度でも、少人数学級の実現を求める

【質問要旨】

- ・ 国に対して少人数学級へと学級編制の改善を強く求めていただきたい。この点につき、教育長の答弁を求める。

【答弁要旨】

御質問3「何度でも、少人数学級の実現を求める」についてお答えを申し上げます。
議員御指摘のとおり、コロナ禍の学校において、少人数によるきめ細かな指導体制の充実を求める声は、社会的に高まってきていると受け止めております。

このような中、国では、中央教育審議会の特別部会や、教育再生実行会議のワーキンググループにおいて、少人数編制に関する議論がなされ、本格的な検討が進められています。

少人数によるきめ細かな指導体制の整備は、教員の増員を伴いますので、全国的な教育水準を確保・維持していくため、国の責任において成されるべきものと考えております。

県といたしましては、あらゆる機会を捉えて、少人数によるきめ細かな指導体制の整備に向けた教職員定数の改善について、国に強く要望してまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 1	【質問年月日】 2年10月2日	【質問議員】 山口 京子 議員
【質問事項】 7 地元問題 (1) 黒浜公園周辺の整備と一体となった魅力ある高校づくりについて			
【質問要旨】 ・ 蓮田松韻高校の周辺道路整備について、県教育委員会と蓮田市の協議の状況はどうか教育長に伺う。 ・ 蓮田松韻高校には、蓮田市のまちづくりに協力し、地域と一体となった魅力ある高校づくりを進めてほしいと考えるが、教育長の見解を伺う。			

【答弁要旨】

御質問7「地元問題」の(1)「黒浜公園周辺の整備と一体となった魅力ある高校づくりについて」お答えを申し上げます。

まず、蓮田松韻高校の周辺道路整備について、県教育委員会と蓮田市の協議の状況についてでございます。

蓮田市では、現在、黒浜公園の整備を進めており、公園整備に併せて周辺道路の整備を行っていく予定であると伺っております。

道路予定地が高校の敷地の一部に掛かることが想定されており、今後蓮田市とは、土地の代替地などについて協議を行っていく必要がございます。

議員御指摘のとおり、周辺道路が整備され、バス路線が延伸されれば、生徒の通学の安全性が確保されることはもとより、利便性が向上することにより、高校の魅力向上にもつながるものと考えております。

現在、蓮田市では、道路整備のための用地測量などの準備を進めていると伺っておりますので、蓮田市から協議の要請があり次第、積極的に協力してまいります。

次に、蓮田松韻高校が、蓮田市のまちづくりに協力し、地域と一体となった魅力ある高校づくりを進めることについてでございます。

平成22年度に開校した蓮田松韻高校は、「地域に愛される学校」を目指し、地域との連携に積極的に取り組んでおります。

具体的には、「はすだ市民まつり」や「蓮田マラソン」など、地域のイベント運営に生徒が参画したり、「無事カエル」と名付けたマスコットを手作りし、交通事故防止キャンペーンにも協力しています。

このように生徒が地域と一体となって取り組むことは、高校と地域の連携を更に進めるとともに、生徒にとっても、市民の皆様と触れ合い、地域に貢献している実感を得られる貴重な機会となっております。

黒浜公園周辺の整備を契機といたしまして、蓮田松韻高校と地域との連携をより一層進め、地域に愛される魅力ある高校づくりを推進してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
福祉部長	No.2	2年10月5日	権守 幸男 議員
【質問事項】			
3 社会的養護出身者のアフターケアについて			
(2) 施設等退所後の居住に関する支援			
(3) 障害を持つ子供たちへの適切な支援			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等退所後の児童の居住について、個々の状況に応じて施設での継続的居住をはじめ必要な支援を積極的に行っていくべきと考えるが、見解を伺う。 ・ 障害を持つ社会的養護出身者が、その適性に応じた就職を勝ち取るために何ができるか、福祉部長の見解を伺う。 			

【答弁要旨】

御質問3「社会的養護出身者のアフターケアについて」お答えを申し上げます。

まず、(2)「施設等退所後の居住に関する支援」についてでございます。

児童養護施設等の入所児童は18歳又は高校卒業後は退所となりますが、自立生活が困難な児童については22歳に達した日の年度末まで施設で生活することができます。

本県においても、必要と判断した場合は施設で継続的な支援を行っています。

住居支援については、施設等退所後に進学した際には在学中の期間、就職した際には2年間家賃相当額を貸し付け、その後5年間就労すると返済免除とする制度がございます。

また、進学した際には、アパートを借り上げ、低額で貸し付けるとともに、生活上の悩みを支援員が対応する「希望の家」事業を県内4か所で実施しています。

今後も児童一人一人の状況を踏まえ、生活の基盤となる住居の確保と自立に向けた支援に積極的に取り組んでまいります。

次に、(3)「障害を持つ子供たちへの適切な支援」についてでございます。

障害を持つ児童の支援方針は、保護者の意向を踏まえながら児童相談所や施設が児童の状況を見極め、早い段階から検討する必要があります。

例えば、障害者手帳の取得等ができれば障害福祉サービスの利用や、障害者雇用に積極的な企業への就労という選択肢が広がります。

これまで手帳の取得等が必要な児童には、児童相談所と施設が連携して本人や保護者にそのメリットを丁寧にお伝えし、早い段階での取得等につながるよう努めており、それを徹底してまいります。

また、就労に導くためには、身近な存在である施設職員が児童の適性を早い段階で見極め、進路相談を行うことが重要となります。

今後は施設職員に対し、障害者就労に関する適切な知識と情報を提供するため、関係部局と連携した研修会を開催し、職員の相談援助能力の向上を図るなど、県と施設の連携を一層強化してまいります。

障害を持つ児童の適性を踏まえるとともに、一人一人の最善の利益を考えた支援を通じ、就労につながるようしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	3	2年10月5日	岡田 静佳 議員
【質問事項】			
2 渋沢栄一翁プロジェクトの立ち上げを（県庁に銅像を！）			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渋沢栄一翁や塙保己一先生、荻野吟子医師の話等を、是非埼玉県の大偉人として、教育で歴史だけでなく道徳等の授業でも取り扱っていただきたいと考えるが、教育長の見解を伺う。 			

【答弁要旨】

御質問2「渋沢栄一翁プロジェクトの立ち上げを（県庁に銅像を！）」についてお答えを申し上げます。

児童生徒が、渋沢栄一翁をはじめとした埼玉ゆかりの偉人の業績や生き方などを学ぶことは、郷土・埼玉に誇りと愛情を持った児童生徒を育てる上で重要なことと考えております。

そのため、県内の児童生徒は、県独自の教材「彩の国の道徳」などで、埼玉ゆかりの大偉人である渋沢栄一や、塙保己一、荻野吟子の業績や生き方などについて道徳や特別活動で学んでいます。

また、県内の多くの市町村では、小学校の社会科の副読本を独自に作成し、大偉人も含め、地域の発展に尽くした先人の働きを学べるようにしております。

さらに、中学校の社会科や高校の日本史の授業でも、我が国の近代化に尽力した先人の一人として渋沢栄一が取り上げられております。

今回は、郷土・埼玉に誇りと愛情を持った児童生徒を育成する絶好の機会と考えますので、議員の御提案を踏まえ、今後、渋沢栄一をはじめ、埼玉の大偉人について道徳の授業などで学ぶ機会がより一層充実するよう努めてまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 3	【質問年月日】 2年10月5日	【質問議員】 岡田 静佳 議員
【質問事項】 4 中学校における進路指導の実態と改善について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県の高校入試について教育長はどのように感じているか伺う。 ・ 業者テストを自費で受け、塾に通える子と通えない子の経済格差が子供の学力や入試に反映していることについて、どう考えるか。 ・ 中学校が十分に進路指導をしない、できていないことについて、どう考えるか。 ・ 県統一テストのようなものを作ることができないか、教育長に伺う。 			

【答弁要旨】

次に、御質問4「中学校における進路指導の実態と改善について」お答えを申し上げます。

まず、埼玉県の高校入試について、どのように感じているかについてでございます。

県公立高校の入試制度は、これまで、国の動向や他県の状況などを踏まえながら、生徒の学力や学校生活の成果などを、より適切に評価するよう改善を重ねてまいりました。

高校入試は、多くの生徒にとって、初めて対する大きな壁ではありますが、志望校合格を目指して受験勉強に取り組み、仲間と共に最後まで頑張り抜くことで、人間的にも成長するなど、その教育的意義は大きいものと考えております。

また、一生懸命勉強に取り組む中で、自分を支えてくれる周りの人たちのありがたさを感じる機会にもなっています。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年にも増して不安もあると思いますが、生徒には是非頑張って乗り越えてもらいたいと強く思っております。

次に、経済格差が子供の学力や入試に反映していることについてどう考えるかについてでございます。

家庭の経済格差が子供たちの学力に影響を与えていることは、様々な研究者から指摘されているところでありますが、その影響を可能な限り小さくしていくことが、学校教育の役割だと考えております。

そこで県では、家庭の経済状況などから、学力に課題を抱える児童が多い小学校に加配教員を配置し、早い段階から学力格差が広がらないよう市町村を支援することで、中学校の指導につなげております。

次に、中学校が十分に進路指導をしない、できていないことについてどう考えるかについてでございます。

中学校では、生徒一人一人の能力・適性・関心や将来の希望等も踏まえ、3年間を通して進路指導に努めております。

一方で、議員御指摘のような声も伺っておりますので、生徒や保護者に寄り添ったより良い進路指導が行われるよう、今まで以上に市町村と連携を図ってまいります。

次に、県統一テストのようなものを作ることはできないかについてでございます。

現在、県内で実施されている公的テストは、15グループに分かれており、それぞれ実施回数や内容等も異なっております。

議員御提案の、県内全域の生徒が参加できるようなテストを実施することは、生徒が自分の立ち位置をより客観的に把握する上で、有効な手段であると考えます。

そこで、まずは市町村や中学校長会の意向も十分に聴取した上で、現在の公的テストの課題を整理してまいります。

その上で、進路指導に活用できる広域的なテストについて、実施主体・形態等の在り方も含め、市町村などとも協議しながら、丁寧に検討してまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 3	【質問年月日】 2年10月5日	【質問議員】 岡田 静佳 議員
【質問事項】 5 コロナ禍における子供たちの活躍の場の提供と思い出づくりについて			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会が、積極的にサポートして、例年同様に子供たちの文化スポーツ活動を評価・表彰できる工夫ができないか、教育長の見解を伺う。 ・ 修学旅行については、京都や日光などに行くのは難しいかもしれないが、埼玉県の経済活動の活性化にもつながるし、県内観光等でも良いのでサポートしていただけたらと考える。また、何らかの方針を小・中学校に示していただきたいが、教育長の見解を伺う。 			

【答弁要旨】

次に、御質問5「コロナ禍における子供たちの活躍の場の提供と思い出づくりについて」お答えを申し上げます。

まず、文化スポーツ活動の評価・表彰の工夫をすべきについてでございます。

議員御指摘のとおり、コロナ禍においても精一杯頑張った子供たちの活動をしっかりと評価することは、子供たちのやる気や励みにつながり、大切なことであると考えております。

そこで、読書感想文コンクールをはじめ、子供たちの様々な文化スポーツ活動について、例えば、県が賞状の様式を市町村に提供し、学校で表彰できるようにするなど、子供たちのやる気や励みにつながる取組を検討し、実施してまいります。

今後とも、様々な文化スポーツ団体から相談を受けた際にはしっかりと支援してまいります。

次に、修学旅行についての方針を小・中学校に示すべきについてでございます。

修学旅行は日常生活と異なる環境の中で、自然や文化などに親しむとともに、体験を通して、より良い人間関係を学ぶことができ、大切な思い出になる重要な学校行事です。

修学旅行の中止を決定した小・中学校は、9月1日時点で、およそ3分の1となっておりますが、その中でも、代替策を検討している学校もございます。

修学旅行の中止を決定した場合であっても、可能な限り代替策を工夫したり、改めて実施の可能性について検討するなど、修学旅行の目的が少しでも達成できるよう努めることが必要であると考えております。

県としては、こうした考え方を市町村に示すとともに、県内での体験学習などを実施する学校の事例についても積極的に情報提供するなど、子供たちの思い出作りの取組ができるよう支援してまいります。

【答弁者】 福祉部長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 2年10月5日	【質問議員】 岡田 静佳 議員
【質問事項】			
6 子供を主体とした児童福祉施策の実現に向けて (2) 中高生の居場所づくりについて			
【質問要旨】			
・ 児童厚生施設での中高生の利用を進めるほか、老人福祉センターなど社会福祉施設等を利用するなど、中高生が放課後に集まれる居場所を作れないか、福祉部長に伺います。			

【答弁要旨】

次に、「(2) 中高生の居場所づくりについて」でございます。

児童館等は、現在、県内44市町に139か所設置されており、本年5月の調査では、利用する中学生が年間3,000人を超える施設は13か所あります。

特に利用人数が多かった春日部市では、音楽スタジオや自主学习室を設置しているほか、学習支援を行うことで、利用人数の半数近くが中高生となっている児童館等もあります。

議員お話の老人福祉センターを活用している取組として、朝霞市では、老人福祉センターで実施する多世代交流イベントに、児童館の利用者が参加するなど、高齢者と若い世代との交流が図られている施設もございます。

こうした中高生の児童館等の利用促進や、老人福祉センターとの連携に係る好事例を市町村が集まる少子化対策協議会で積極的に情報提供するなど、中高生の居場所づくりを進めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	1	2年10月6日	吉良 英敏 議員
【質問事項】			
2 教育現場におけるヤングケアラーへの支援について			
(1) 学校スタッフへの研修等や情報共有の仕組みづくり			
(2) 学校サロンの設置			
(3) 埼玉県学力・学習状況調査の有効活用			
(4) オンライン学習などの多様な支援			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修と情報共有する仕組み作りについて教育長の所見を伺う。 ・ 学校サロンの設置について教育長の所見を伺う。 ・ 県学力・学習状況調査を教育的な視点だけではなく、福祉の面でも有効活用することについて、教育長の見解を伺う。 ・ オンライン学習などの多様な支援策を講じることができないか。 ・ 県立高校から積極的にモデルを作ることが必要ではないか。 			

【答弁要旨】

御質問2「教育現場におけるヤングケアラーへの支援について」お答えを申し上げます。

まず、(1)「学校スタッフへの研修等や情報共有の仕組みづくり」についてでございます。

学校には、家族の介護や看護に追われ学校生活を送る上で困難を抱えている児童生徒もあり、適切な対応や支援を行う必要がございます。

そのため教職員は、児童生徒の中にヤングケアラーがいる可能性があるという認識を持って、児童生徒に接していくことが重要です。

そこで県では、これまで県立学校や市町村に対し、埼玉県ケアラー支援条例の趣旨を周知するとともに、校長や人権教育担当者の研修において、学校が果たすべき役割について啓発してまいりました。

各学校では、校内の様々な会議において、教員だけではなく、スクールソーシャルワーカーなどが把握している情報を共有し、課題を抱える児童生徒一人一人に応じた支援を行っております。

今後ともヤングケアラーに対し、適切な対応や支援ができるよう、教職員の研修の充実に努めるとともに、関係者が共通認識を持ち、組織的に支援できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、(2)「学校サロンの設置」についてでございます。

ヤングケアラーからの声を聴いたり、同じ境遇にある者が集まり、悩みを共有することは、ヤングケアラーの心理的負担の軽減につながるものと考えております。

これまでも学校では、児童生徒に寄り添い、よく話を聴くとともに、必要に応じて適切な関係機関の支援につなげてまいりました。

議員の御提案につきましては、ヤングケアラーからの声を聴くために、どのような支援が必要なのかなどについて、まずは有識者の意見を伺ってまいります。

次に、(3)「埼玉県学力・学習状況調査の有効活用」についてでございます。

県の学力調査では、教科の調査だけでなく、最後までやり抜く力や、学習に向かう態度などについての質問紙調査も実施しております。

それらを手掛かりに、児童生徒の心の声に気付き、早期のケアにつなげていくことは、重要であると考えております。

例えば、学力が伸び悩み、粘り強さに大きな低下が見られるなど、調査結果から把握した一人一人の状況を一元化し、教職員全体で共有できるカルテのようなシートを作成し、市町村や学校に活用を促しております。

今後、各学校が調査結果を基に、児童生徒一人一人の状況を丁寧に把握し、組織全体で共有する取組を一層促進することにより、ヤングケアラーを含めた児童生徒の適切な支援につなげてまいります。

次に、(4)「オンライン学習などの多様な支援」についてのうち、オンライン学習などの多様な支援策を講じることができないかについてでございます。

ヤングケアラーは、家族の介護や看護で学校に登校できないことも想定されますので、そのような児童生徒に対して、学習の遅れなどが生じないよう適切な支援を行うことが必要です。

現在、県立高校では、高速大容量の通信回線によるICT環境の整備を進めており、この整備が完了すれば、同時双方向型のオンライン学習を行うことが可能となります。

また、小・中学校では、GIGAスクール構想に基づき、今年度中にICT環境の整備が大きく進みます。

引き続き、登校できないヤングケアラーに対しても、ICT環境を十分に活用し、オンラインによるきめ細やかな学習指導を行うよう、適切な支援を行ってまいります。

次に、県立高校から不登校の児童生徒に対しても積極的にモデルを作ることが必要ではないかについてでございます。

県立高校では、新型コロナウイルス感染症による臨時休業中、現行のICT環境を活用して、動画や教材の配信などを行っており、学校再開後も引き続きオンライン学習に取り組んでいる学校もございます。

このような取組は、不登校の生徒に対するICTを活用した学習支援にも活用できるものと考えられます。

そこで県では、今後、ICTを先進的に活用している県立学校4校とプロジェクトチームを作り、議員御指摘の視点を踏まえながら、オンライン学習の効果的な手法などについて研究してまいります。

また、県立高校において、不登校の児童生徒へのオンラインを活用した学習支援のモデルを作り、市町村にも情報提供してまいります。

県として、ICTを積極的に活用していくことで、ヤングケアラーをはじめとする不登校の児童生徒に対しての学習支援にしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
福祉部長	No.1	2年10月6日	吉良 英敏 議員

【質問事項】

5 ケアラーの支援を担う人材の育成について

- (1) 市町村における人材育成の支援
- (2) ケアラー手帳

【質問要旨】

- ・ 市町村をバックアップする県の相談窓口や、アドバイザーやコーディネーターなどの人材育成が必要。どのように進めていくのか、県外も含めた出前講座の創設も併せて伺う。
- ・ 埼玉県が全国に先駆け、ケアラー支援のため、子供たちへのケアや共生社会の教育のために、手帳の作成に取り組むべきと考えるが、見解を伺う。

【答弁要旨】

次に、御質問5「ケアラーの支援を担う人材の育成について」お答えを申し上げます。

まず、(1)「市町村における人材育成の支援」についてでございます。

市町村の人材育成の取組として、成果を上げている例として、地域包括ケアシステムの構築の支援がございまして、具体的には地域包括支援センター職員をはじめ、ケアマネージャー、生活支援コーディネーターなど多くの関係者が連携した対応をしていけるよう、実践的な研修を実施しております。

また、市町村ごとの状況や支援を求める内容は様々であることから、職員が全ての市町村を訪問して意見交換を行い、市町村の課題や要望に合わせてオーダーメイド・伴走型で支援する総合支援チームを派遣しています。

さらに、市町村の優れた取組事例の報告会を開催し、他の市町村への情報共有を図っています。

こうした地域包括ケアシステム構築支援で培った市町村支援の手法やノウハウを最大限活用して、市町村のケアラー支援の施策が進むよう、人材の育成を支援してまいります。

御提案の出前講座の創設につきましては、県民を対象とした講座につきましては、新たにケアラー支援に関するメニューを加えてまいります。

また、県外の自治体などから県のケアラー支援の取組について講演の依頼があれば対応してまいります。

最後に、(2)「ケアラー手帳」についてでございます。

県では、ヤングケアラー本人や周囲の人に気付きを促し啓発を図るため、人々が気軽に手に取って読める漫画の小冊子を作成し、市町村や関係機関に配布するとともに、今後高校の図書室等へも配布することとしております。

議員お話しの「ケアラー手帳」は、ケアラー自身の健康状態のチェックリストや気持ち落ち込んだケアラーへのメッセージ、支援が必要なときの相談先の紹介などが掲載されています。

ケアラー手帳の作成につきましては、有識者会議の御意見なども参考にしながら、普及・啓発の手法の一つとして今後検討してまいります。

【答弁者】 福祉部長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 2年10月6日	【質問議員】 岡地 優 議員
【質問事項】 4 放課後児童クラブに対する支援について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブの事業所への補助は十分なのか。 ・ 支援員に慰労金等の支援はしないのか。また利用の自粛に協力してくれた保護者への支援は十分なのか。 ・ 放課後児童クラブの感染防止対策に、どのように取り組んできたのか、また今後どのように取り組んでいくのか。 			

【答弁要旨】

次に、御質問4「放課後児童クラブに対する支援について」お答えを申し上げます。

まず、放課後児童クラブの事業所への補助は十分なのかについてでございますが、事業所に対しては、小学校の臨時休校に伴い、新たに午前中から開所した場合や、臨時休業等により職員を自宅待機とした場合においても、運営費の補助を行っており、収入は補償されております。

次に、支援員に慰労金等の支援はしないのかについてでございますが、支援員への慰労金については、国の慰労金の支給対象とされておりませんが、職員が感染症対策に従事する際、その業務の特殊性を考慮し、手当を支給する必要がある場合は、国の交付金を活用することができます。

このため、市町村に対して、職員への処遇改善として活用するよう働き掛けております。

次に保護者への支援は十分なのかについてでございますが、市町村の要請に基づき、利用の自粛等を行った保護者の方に対しましては、国・県・市からの補助により、全ての市町村で利用料の返還が行われています。

最後に、感染症防止対策についてでございますが、厚生労働省からの感染防止対策等の通知や、県内市町村における放課後児童クラブの規模縮小、臨時休業の事例を適切に市町村へ情報提供してまいりました。

また、県独自の取組として、放課後児童クラブにおける「彩の国『新しい生活様式における取組』掲示例」をお示しするなど、感染防止対策の徹底が図れるよう支援しています。

そのほか、国の交付金等の活用により、マスク、消毒液等が行きわたるよう支援をしております。

今後も、感染防止対策に係る好事例や最新情報を提供するとともに、必要な物品に不足が生じないようにし、放課後児童クラブの感染防止対策をしっかりと支援してまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 2	【質問年月日】 2年10月6日	【質問議員】 岡地 優 議員
【質問事項】 5 小中学校におけるICTを活用した教育に対する支援について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTを活用した教育についてどのように捉えているか。 ・ 市町村間の格差が生じないよう小・中学校におけるICT活用を推進するために、県は小・中学校や市町村をどのように支援するのか。 ・ 全ての市町村でICT環境を有効に使った教育を行えるよう専担組織を作り取り組むとのことだが、今後どのように取組を進めていこうと考えているか。 			

【答弁要旨】

御質問5「小中学校におけるICTを活用した教育に対する支援について」お答えを申し上げます。

まず、ICTを活用した教育について、どのように捉えているかについてでございます。

近年、AI、ビッグデータ、IoTなどの先端技術が高度化し、産業や社会生活に取り入れられるなど、社会を取り巻く環境は劇的に変化しており、学校教育にも大きな変化をもたらすことが見込まれております。

このような中、児童生徒が情報を主体的に選択し活用していくための力を身に付け、情報社会に対応していくことが求められております。

このため、小・中学校における教育においても、各教科の授業等にICTを積極的に導入し、活用していくことが極めて重要と考えております。

次に、市町村間の格差が生じないよう小・中学校におけるICT活用を推進するために、小・中学校や市町村をどのように支援するのかについてでございます。

議員御指摘のとおり、義務教育段階においては、市町村間での格差を是正していく必要があると考えております。

県では、教員の指導力を高めるために、様々な研修でICTを活用した指導法について取り上げてまいりました。

また、本年9月に「ICT教育ガイドライン」を策定し、教員が活用しやすい指導事例をまとめるなど、教員のICT活用指導力の向上に努めてまいりました。

今後、ガイドラインの改訂を重ね、指導事例の更なる充実を図るほか、新たにワーキンググループを設置し、先進自治体の取組を全市町村で共有し活用するなど、小・中学校におけるICT活用を支援してまいります。

次に、ICT環境を有効に使った教育を行えるよう専担組織を作り、今後どのように取組を進めていくのかについてでございます。

現状の体制では、ICT教育に関する業務は、各所管課において他の業務と並行して担当しております。

今後ますます重要となるICT教育を強化するためには、最も効果的な体制を整備していくことが重要です。

このため、専担組織の設置を視野に、体制の強化についてしっかりと検討し、ICT教育の充実に努めてまいります。

県議会令和2年9月定例会 文教委員会 (付託議案)

【付託議案】

頁		説明内容	議決結果
1～13	第99号議案	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）のうち教育局関係	修正可決
14	第104号議案	埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	可決
15	第105号議案	財産の取得について（プロジェクター）	可決

令和2年度9月補正予算

歳出予算の事業概要

第99号議案 令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）

教育局

令和2年度9月補正予算の概要

教育局

一般会計

1 予算規模	補正前の額	430,172,808千円
	補正額	△ 65,512千円
	補正後の額	430,107,296千円

2 歳出予算の内容

(1) 増額補正

(単位:千円)

事業名	補正額	理由
自然と川の博物館費	4,633	川の博物館の指定管理業務において、新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入の減少等に対応するための増額

(2) 減額補正

(単位:千円)

事業名	補正額	理由
特別職給与費	△ 464	教育長の給与の特例減額
国際理解教育推進費	△ 35,612	海外大学への派遣の中止等に伴う減額
教育課程推進費	△ 3,872	小中学校等教育課程説明・協議会及び小中学校等指導助言者研修会について、運営方法を見直したことによる減額
総合教育センター費	△ 4,500	年次研修について、研修方法を見直したことによる減額
社会教育振興費	△ 2,216	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期による事業の中止に伴う減額
さいたま芸術文化祭開催費	△ 2,407	埼玉県美術展覧会の中止に伴う減額
人権教育推進費	△ 1,805	人権教育研究大会の中止に伴う減額
学校体育振興費	△ 19,269	部活動の各種大会の中止等に伴う減額
減額補正計	△ 70,145	

(3) 財源更正

(単位:千円)

事業名	補正額	理由
情報教育推進費	0	新型コロナウイルス感染症対策推進基金繰入金から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正 国庫支出金 130,564 繰入金 △130,564
ゆとりある障害児教育推進事業費	0	新型コロナウイルス感染症対策推進基金繰入金から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正 国庫支出金 83,275 繰入金 △83,275
スクールバス運行費	0	新型コロナウイルス感染症対策推進基金繰入金から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正 国庫支出金 68,667 繰入金 △68,667
新型コロナウイルス感染症対策事業費	0	新型コロナウイルス感染症対策推進基金繰入金から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正 国庫支出金 25,724 繰入金 △25,724

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	2 事務局費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
特別職給与費	19,390	△464	18,926	一般財源 △464	教育長給与費 ・教育長の給与の特例減額	

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	4 教育連絡調整費	
			補正前の額	補正額			計
		国際理解教育推進費	116,288	△35,612	80,676	一般財源 △35,612	県立高校グローバル教育総合推進事業 ・海外大学への派遣の中止等に伴う減額
		教育課程推進費	13,208	△3,872	9,336	一般財源 △3,872	小中学校等教育課程研究事業 ・小中学校等教育課程説明・協議会及び小中学校等指導助言者研修会について、運営方法を見直したことによる減額

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	5 教育センター費
			補正額	計		
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
総合教育センター費		157,048	△4,500	152,548	一般財源 △4,500	教職員研修及び調査研究事業 ・年次研修について、研修方法 を見直したことによる減額

款	1 0 教育費	項	4 高等学校費		目	3 教育振興費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
情報教育推進費		2,843,226	0	2,843,226	国庫支出金 130,564 繰入金 △130,564	「教育の情報化」基盤整備費 ・新型コロナウイルス感染症対策推進基金繰入金から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正

款	1 0 教育費	項	5 特別支援学校費		目	3 特別支援教育振興費	
			補正前の額	補正額			計
		ゆとりある障害児教育 推進事業費	1,099,459	0	1,099,459	国庫支出金 83,275 繰入金 △83,275	障害のある子供たちの超スマート社会を生き抜く力を育むICT環境整備事業 ・新型コロナウイルス感染症対策推進基金繰入金から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正
		スクールバス運行費	2,875,371	0	2,875,371	国庫支出金 68,667 繰入金 △68,667	特別支援学校通学環境充実事業費 ・新型コロナウイルス感染症対策推進基金繰入金から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正

款	1 0 教育費	項	8 社会教育費		目	2 社会教育振興費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
社会教育振興費	70,732	△2,216	68,516	一般財源 △2,216	オリパラおもてなしミュージアム—外国人ファンを増やそう！ インバウンド拡大事業— ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期による事業の中止に伴う減額	
さいたま芸術文化祭開催費	12,641	△2,407	10,234	一般財源 △2,407	埼玉県芸術文化祭開催費 ・埼玉県美術展覧会の中止に伴う減額	
人権教育推進費	3,716	△1,805	1,911	一般財源 △1,805	人権教育推進事業 ・人権教育研究大会の中止に伴う減額	

款	1 0 教育費	項	8 社会教育費		目	5 博物館費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
自然と川の博物館費	257,426	4,633	262,059	繰入金 4,633	川の博物館管理運営費 ・川の博物館の指定管理業務において、新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入の減少等に対応するための増額	

款	1 0 教育費	項	9 保健体育費		目	2 学校保健連絡調整費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
新型コロナウイルス感染症対策事業費		88,640	0	88,640	国庫支出金 25,724 繰入金 △25,724	県立学校等新型コロナウイルス感染症対策費 ・新型コロナウイルス感染症対策推進基金繰入金から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正

款	1 0 教育費	項	9 保健体育費		目	3 体育振興費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
学校体育振興費	88,173	△19,269	68,904	一般財源 △19,269	運動部活動全国・関東大会派遣等事業 ・部活動の各種大会の中止等に伴う減額	

第99号議案「令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）」に対する

修正案

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）案の一部を次のように修正する。

第1表歳出の表10教育費の項中「△65,512」を「△65,048」に、「495,952,891」を「495,953,355」に、「△44,448」を「△43,984」に、「53,325,974」を「53,326,438」に改める。

第 99 号議案「令和 2 年度埼玉県一般会計補正予算（第 7 号）」に対する修正内容

(修正前)

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10	教育費	496,018,403	△65,512	495,952,891
	1 教育総務費	53,370,422	△44,448	53,325,974

(修正後)

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10	教育費	496,018,403	△65,048	495,953,355
	1 教育総務費	53,370,422	△43,984	53,326,438

(備考)

第 99 号議案「令和 2 年度埼玉県一般会計補正予算（第 7 号）」に計上されている教育費のうち、教育長の給与に係る予算を増額するものである。

第104号議案（埼玉県議会定例会議案① 16ページ）
埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 趣旨

令和2年度から創設された高等学校専攻科の生徒に対する修学支援制度の事務について、個人番号を利用等する事務として条例の規定を整備するものである。

＜令和2年度から創設された高等学校専攻科の修学支援制度＞

- ① 修学支援金（低所得世帯への授業料の支援）
- ② 奨学のための給付金（非課税世帯への授業料以外の教育費の支援）

2 改正内容

高等学校専攻科の生徒に対する修学支援金と奨学のための給付金の支給事務について、個人番号を利用等できるよう条例の規定を改正する。

＜主な改正条文＞

条例の別表第1（個人番号を利用できる事務）に以下の項目を追加する。

執行機関	事務
11 教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

※ 奨学のための給付金については、別表第1の9項に既に規定されている高校生向けの奨学のための給付金の事務に専攻科の生徒を追加する。

3 施行期日

令和3年6月1日

第105号議案（埼玉県議会定例会議案① 17ページ）
財産の取得（プロジェクター）についての概要

1 趣旨

新学習指導要領で求められている生徒の情報活用能力の育成に必要な環境を整備するため、県立高校の授業で活用するプロジェクターを取得するものである。

2 内容

超短焦点プロジェクター 1,068台

3 契約方法

一般競争入札

4 取得金額

217,800,000円（消費税等を含む）

5 契約の相手方

富士電機ITソリューション株式会社（東京都千代田区）
代表取締役 及川 弘

6 納入期限

令和3年3月26日（金）

7 設置先

県立高校55校



○プロジェクター設置の様子



○プロジェクターを使用した様子

文教委員会質疑・質問事項

議事堂 5 階 第 8 委員会室
令和 2 年 1 0 月 8 日 (木)
1 0 : 0 2 開会 ~ 1 3 : 2 1 閉会
(休憩 1 1 : 0 7 ~ 1 1 : 1 6
1 1 : 2 9 ~ 1 3 : 0 2)

1. 議案

【第 9 9 号議案 令和 2 年度埼玉県一般会計補正予算 (第 7 号) のうち教育局関係】

Q : 第 9 9 号議案について、国際理解教育推進費を減額するとある。3, 5 0 0 万円という大きな額の減額となるが、代替というものは何かあるのか。

(高校教育指導課長)

A : 国際理解教育推進費関係の減額について、代替を考えているのかについてでございます。この予算の中で、高校生 4 0 人をハーバード大学などに派遣するグローバルリーダー育成プロジェクト事業が主な減額でございます。そちらの事業の代替としては、国内研修で予定していた講演会をオンラインでの実施も含めて、検討させていただいております。この講演会の中では、ハーバード大学を卒業したアメリカ人青年とオンラインでつなぎ、ハーバード大学で学んだことや埼玉の高校生へのメッセージなどを語ってもらうとともに、高校生からの質問にも答えてもらうことを検討しております。また、過去にグローバルリーダー育成プロジェクトに参加をした卒業生を招きまして、プロジェクトで学んだことや、留学の意義等について、現役の高校生に向けて語ってもらうことも検討しております。

Q : 4 0 名のハーバードをはじめとした大学への派遣がなくなったことの代替として、国内にいるハーバード大学卒業の方とオンラインで結んだり、卒業生、修了生の方々の話を聞くということだが、そもそも、例えばハーバードなどの受入大学とオンラインで結んで授業をしようという計画が最初からあったのか。

(高校教育指導課長)

A : 説明が足りず、申し訳ありませんでした。ハーバード大学を卒業したアメリカ人青年というのは、アメリカに在住する方です。オンラインで海外と結んでということについては、時差等の関係もあり、直接、オンタイムでやるのが難しい場合等もあったので、当初は考えておりませんでした。メッセージ等を撮っていただくなどにより対応したいというふうに考えております。

Q : 教育課程推進費について、運営方法を見直したとあるが、具体的にどのように見直したのか。また、総合教育センター費について、研修方法をどのように見直したのか伺う。

(義務教育指導課長)

A : 教育課程推進費について答弁申し上げます。この費用に基づきまして、例年では教育課程の研究協議会や指導助言者研修会を 6 月から 7 月にかけて、集合型の研修で開催しております。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、集合型の運営方法を見直しました。具体的には、協議会での説明予

定資料に解説を付け加えた資料を作成し、市町村教育委員会を通じて各学校へ提供したほか、総合教育センターのホームページにも掲載しまして、教員が在宅勤務や校内研修などで自由に活用できるようにいたしました。また、こうした解説資料の活用を促すため、県教育局の職員が、市町村教育委員会の指導主事などに対して資料の説明を行い、ネットワークの形で管内の学校に県から説明した内容が伝わるようにすることで、新学習指導要領の趣旨の周知徹底を図ったものでございます。

(高校教育指導課長)

A： 研修方法の見直しの詳細ということでございますが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、今年度については初任者研修をはじめとする教員の年次研修について、4月から8月まで、総合教育センターに集合しての研修は取りやめ、学校での机上研修という形で実施をいたしました。

例えば、高校での初任者研修では、4月から8月までの全13回のうち2回は、同時双方向型のオンライン会議システムを活用した研修を、残りの11回はインターネット上での資料配布や動画配信を実施いたしました。

Q： **教育課程推進費について、本年は小学校では新学習指導要領がスタートするという重要な年である。あわせて中学校でも次年度から実施という、移行期間の最終年度であり、非常に重要な年である。協議会が開催できなかつた中で影響が出たと思う。コロナ禍の中でやむを得ない措置であったと思うが、次年度以降あるいは今年度、どのようなフォローを行ったのか、あるいはしていくのか伺いたい。**

また、オンラインの活用という部分でも知見が得られたと思うが、次年度以降でもそういった活用については考えているのか伺いたい。

続いて、総合教育センター費だが、初任者研修など重要な研修について、取りやめもやむを得ない措置だと思うが、そこをどのようにフォローしていくのかを聞かせていただきたい。また、オンラインの活用など次年度の工夫もできるかと思う。場所的にも総合教育センターは行田市にあるということで、教員の方の負担も多い、経費も掛かってくるという話もあるため、オンラインというものを有効に使えるれば、双方にとっていい話だと思うので、考えを聞かせていただきたい。

(義務教育指導課長)

A： 教育課程推進費について答弁申し上げます。御指摘のとおり今年、小学校で新学習指導要領が始まり、また中学校の移行期間が最終年度と、重要な年であるのは御指摘のとおりでございます。教育課程説明協議会などについては、代替措置として先ほど御答弁申し上げた資料の掲載等をさせていただいております。その他でございますが、教育課程説明協議会などだけが新学習指導要領の趣旨・内容を教員に伝えていく場ではございませんので、例えば、今年の3月に小学校の学習指導と評価に関する資料を発行し、その資料の解説につきましても、臨時休業期間中に総合教育センターのホームページで公開をしております。あわせて、今年度並行しまして中学校の指導と評価に関する資料についても、鋭意作成を進めております。そのほか、教育事務所による学校訪問も再開しております。訪問の際に授業について指導する時に、改訂された学習指導要領の内容につきましても指導を併せて行うことで、各学校、教員のフォローアップを図っております。

(高校教育指導課長)

A： 初任者研修など重要な研修があったが、どのようなフォローをしてきたのかについてでございますが、集合しての研修が実施できなかった期間に、高校と特別支援学校の初任者には総合教育センターの指導主事が所属校を訪問し、教科指導上の助言や教員としての悩みや不安を聞き取り、アドバイスを行ってまいりました。

また、小・中学校の初任者に対しては、教育事務所や市町村教育委員会の指導主

事が初任者の所属校を訪問して、アドバイスをを行うなど支援を行いました。

8月末まで実施してきた机上研修では一定程度の成果が得られたと考えますが、協議や実技・実習を伴う研修が十分に実施することができなかつたこともあります。そのような研修については、現在計画されている研修の内容を精選して、協議や実習の時間を確保するなど、今後実施する総合教育センターでの研修の中でしっかりとフォローをしてまいりたいと考えております。

2点目の今年度オンラインの活用など行われましたが、次年度どのような工夫を行っていくのかということですが、机上研修とした研修の中には、オンライン会議システムによる研究協議や動画配信、受講者同士の情報交換を実施したのもございました。オンラインでの研修には、繰り返し動画を視聴できることや、学校を離れずに研修を受けられるなどのメリットがございます。

また、総合教育センターに集まって行う研修、いわゆるオフラインの研修につきましては、受講者同士が直接顔を合わせて交流を図ることができることや、対話による受講者同士の深い学び合いができることなどのメリットがあると考えております。

今後、オンライン研修のメリットとオフライン研修のメリットの、いいところ取りができるよう、両者のベストミックスを検討し、より良い研修ができるよう努めてまいりたいと考えております。

(義務教育指導課長)

A： 教育課程推進費におけるオンライン活用について答弁申し上げます。学校での授業と同じように、同じ立場の教員が対面する集合型のやり方についても、様々な方とコミュニケーションを取ることで、思考を深めていくメリットがございます。一方で、オンラインを活用することで、遠方の方とも、出張をせずですぐ情報交換をしたり、講義を聞いたりすることができるといったメリットがございます。そのため、オンラインの活用については、来年度以降、こういった形で活用できるかといったことを含めて、様々な方法を検討してまいります。

Q： 新型コロナウイルス感染症の影響により、川の博物館の利用料金収入が減少したために463万3,000円を指定管理者に支払うための増額補正とのことだが、この算出根拠、実績はどうなっているのか伺う。

また、全体としてコロナに関しての減額補正となっているが、コロナの影響によって教職員や子供たちへの影響もあると思うが対策はどうなっているのか。

(文化資源課長)

A： 川の博物館の増額補正の積算の考え方について答弁いたします。今回、463万3,000円の増額補正を御提案しているところでございます。川の博物館は、新型コロナウイルス対策として2月29日から閉じ、5月26日から開館を再開しております。まず3月から6月までの4か月間の利用料金収入の減収額を過去の実績に基づいて出しております。さらに、新型コロナ対策経費として、例えばマスクですとか、体温計ですとかを買った経費がございます。そこから、施設の休止に伴う経費の節減額、例えばランニングコスト、電気代などになりますが、休館をしていたことによって掛かっていない経費もございますので、そういった節減につきまして引いた金額が、463万3,000円となっております。

(教育長)

A： コロナの状況で子供たちへの影響が心配だと言うお尋ねですが、今回、減額の補正をお願いしているのは、例えば、国際理解教育推進費において、40人の高校生をアメリカのハーバード大学やMITに派遣し国際的な視野に立って将来頑張る

もらえるような取組についてでした。残念ながら中止になり、楽しみにしていた生徒にとってはかわいそうだなと思っております。影響は当然ありますが、できる限り教育活動に支障を来さないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますし、併せて感染防止対策には万全を期していきたいと思っております。

Q： 今回、コロナの問題でオンラインの研修等も行ったということだが、初めて実施した教訓はどうだったのか。

(高校教育指導課長)

A： 初任者研修やその他様々な研修で、同時双方向の研修の数は少ない状況でしたが、動画を配信したり、資料をオンラインで送ったりするなどの形で行うことができました。ただ、やはり集まって協議をするなど、できていない部分もありましたので、やはりオンラインとオフライン、これのベストミックスを考えていくということで、今回の教訓としたいと考えております。

Q： 自然と川の博物館費について、委員からの質問で計算方法は分かったが、なぜ9月議会にこれを提出するのか。年度の考え方から行けば、3月近くまでやって、それで本当にどのくらい足りないのかどうか、物によっては伸びる可能性もあるかもしれない。そういうことを考えると、年度末の方がいいのではないか。なぜ今これが出てくるのか。

(文化資源課長)

A： 川の博物館の増額補正の時期について、まず基本的な考え方といたしまして、指定管理者と県との関係は、基本協定書を結んでおります。基本協定書の中におきまして、「天災その他やむを得ない事由により施設の全部又は一部を利用させることができない」、今回のような事例になるかと思っておりますが、そういった場合の損失その他経費の負担は、協議の上、決定するものとするという基本協定を結んでいるということがベースとしてございます。

その上で、今回、川の博物館は2月29日から5月25日まで休館しておりました。あるいはその後も、コロナウイルスの関係で、入館される方がこれまでの実績と比較して半分程度ということで、入館料収入に非常に減が生じているというような状況がございまして。もちろん、指定管理者側では、経費の節減など様々な努力をしているところではございますが、毎月毎月の収支のギャップを見ますと、赤字が出ていることが多い状況にございまして。設置主体である県といたしましては、川の博物館を県民の皆さんに楽しんでいただけるよう、健全で効果的な運営ができるよう、サポートをしていく必要があると考えておまして、今回増額補正を提案するものでございます。

Q： 川の博物館の、なぜ9月なのかという点について、説明があったかよく分からない。2月から5月までの休館分の減収分の計算というのは分かるが、ではずっとこれからコロナの影響でお客さんが来ない、いっぱい来てくれればいいが、それで減収してしまったら、それは面倒は見ない、ということでよいのかという疑問もあるので、他の部局の議案にも指定管理関係が出てきているようだが、どうしてこのタイミングなのかということをもう少し明確に伺いたい。

(文化資源課長)

A： 川の博物館の補正時期について、説明が足りず申し訳ありません。3月以降、コロナ禍の状況が十分把握できていなかったということで、ここまで様子を見させていただいて、この時期になったということです。6月までの間は、看過できない収入の減があったということで、今回、提案をさせていただいているところでござい

ます。今後につきましては、まだ全く状況が分かっておりません。コロナの状況あるいは収入の減を見まして、令和2年7月以降の影響については、実績を踏まえ、整理をしていきたいと思っております。

Q： そうすると、川の博物館はもう一回補正予算が出てくる可能性もあるということか。

(文化資源課長)

A： 今後の影響を見て、もう1回ということはあると思っております。

Q： 自然と川の博物館費だが、これから先どうなるか分からない、これは誰にも分らないと思うが、これからまた補正予算が出てくるかもしれないという答弁だった。だとすると、これから先ずっと補正をやっていくわけにもいかないの、根本的な解決に向けて、例えば、密にならない設備の投資だとか、お客を戻すための指導だとか、そういったことをこれからやっていかないとずっと続いてしまうと思う。そのあたりの県の考え方を伺う。

(文化資源課長)

A： 今後の川の博物館の在り方、特にコロナ禍の中でということだと思います。確かに、密にならないように美術館・博物館を皆様に見ていただくというのは、大変難しい状況がございます。今も、人数制限をしたり、入口に体温計を設置し、中に入ってお名前を書いていただいたり、というようなことに取り組んでいるところでございます。人数制限などをしておりますと、やはりどうしてもお越しいただく方、見ていただける方が減ってくるという課題がございます。

コロナにつきましては、正直申し上げて、この後どうしていかうかというところは模索している最中ではございまして、明確な御答弁ができ兼ねるところではあるのですが、川の博物館が持っている魅力を、例えばオンラインで発信するですとか、様々な取組を通じて、川の博物館についての理解を県民の方に持っていただけるよう、いろいろな方法を尽くしてまいりたいと思っております。

Q： 教育課程推進費、総合教育センター費で見直しを図ったとのこと、これは事業の状況を見ての対応だと思うが、その中で研修の在り方のベストミックスをオンラインオフラインで作っていくと受け取らせていただいた。研修そのものをそういった考えで行っていくのはよいが、埼玉県教育委員会に求められているのは、教育という場において、ベストミックスをどう作るのか、委員もおっしゃっていたが、そこが肝要だと思う。研修のために生かしていくということは十二分に分かる。しかし、今回得られたことから、埼玉県の教育全般に向けて、どうそれを生かせるのかによって、ICTの教育がどう進んでいくのかが現れていく。私はそこが大事だと思っている。

昨日、地元の市に視察に行った。市の取組が県内では相当進んでいるという状況で、半年前を振り返ると、東洋経済の中でICT環境の整っていないところワースト50位に入っていたのに、理解の深い人が関わり、変えるんだという環境があれば、どんどん変わっていく。埼玉県教育委員会のICT教育に関する部分の姿勢みたいなものは、こうした不測の事態から得たことの中から現れてこないと言ってもいい。そういったところをどのように捉えているのか。両課長はもちろんだが、全体として、先ほど、教訓という言葉も出たが、得られた物から何かを積み上げていくということが非常に重要だと思うが、考えを示しただくと我々は安心する。

(教育長)

A： 今回、コロナの関係で学校の教育活動もそうですし、教員の育成の部分について

も、これまでの取組が通用しないということになりまして、新たなICTを活用した取組が順次進んでまいりました。

最初は手探りで、やむを得ずICTを使用するという形だったと思いますが、ICTを活用することによって、今まで対面ではできなかった、あるいはもっと効率的にとか、別の部分の良さがあることが分かってきたと思っております。新型コロナウイルス対策の特別委員会の部局別審査でもいろいろ御指導いただきましたけれども、多額の予算を頂き、県立学校については高速大容量の通信回線を新たに整備させていただけることとなっておりますし、市町村でも全て1人1台端末の環境が整う見込みとなっておりますので、これを機会に、委員からもお話がございましたとおり、埼玉県として、県全体で小・中学校、高等学校、特別支援学校を通じてICTを活用した教育を行い、埼玉県全体の教育の質の向上につながるよう一生懸命取り組んでまいります。

Q： 本当にそうしていただくのはありがたい話だと思うし、やり取りの中でどうしても忘れてはいけないのは、特別委員会でも教育長がおっしゃったチョーク1本の気持ちだと思う。教員の皆さんがそういう気持ちの中から、うまく活用していく、それが埼玉の示すICT教育の環境なんだということで進めていただくよう、御努力を賜りたいと思う。

(教育長)

A： ただいま御指摘いただきました点を十分に踏まえますと、良い授業をするというのは、教員の人間性が問われていると思っております。委員からも御指摘いただきましたが、その人間がいかに魅力的な人間かということが、子供たちが前を向いてしっかり授業を受け止めてくれることの基本だと思っておりますので、教員の資質の向上、人間力の向上、そして授業方法の改善を一体的に取り組んでまいります。

○： 第99号議案埼玉県一般会計補正予算第7号に対する修正案を委員連名で提出させていただきます。

提案理由を申し上げます。本議案は、総務県民生活委員会に付託されている第100号議案「知事等の給与の特例に関する条例」に基づいた予算が計上されております。具体的には教育長の給与の46万4,000円の減額であります。

この第100号議案については、先ほど、総務県民生活委員会で採決が行われ、否決をされました。

よって同議案に基づいた補正予算の部分を修正する修正案を提案するものであります。修正箇所については、お手元に配布した資料で御確認いただければと思います。

以上をもって本修正案の提案理由といたします。慎重な御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○： 第99号議案への自民党提出の修正案に対する反対討論をします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による、完全失業者は205万人に上り、会社から仕事を休業させられた人も216万人と言われております。コロナ対策の最前線にいる看護師ですら医療機関の減収によりボーナスも減額されている状況です。政治家がこれらの方たちの状況に我が事として寄り添うべきです。

知事や副知事、教育長などの給与の減額と、その分を一般会計からコロナ基金へ組み入れるという行為は当然認めるべきです。これをパフォーマンスだとして否決する理屈は県民には理解を全く得られません。以上の点から反対いたします。

○： 補正予算、第99号議案令和2年度埼玉県一般会計補正予算第7号に賛成する立場から討論します。

現状を見る限り、新型コロナウイルス感染拡大への対応は今後も長引くことが予想されております。厳しい財政状況の中でも、県として引き続き新型コロナウイルス対策に取り組んでいく姿勢を示すため、一般職に先駆けて教育長が給与を減額するというものです。

埼玉県の教育現場においても、新型コロナウイルス感染症対策として様々な支出を迫られ、財源を必要としていることは、県民の声を聴いても明らかであり、また、依然として県民生活に多大な影響を及ぼしているということを考えれば、教育長として給与を減額をし、身を切ることにより、しっかりと新型コロナウイルス対策に取り組んでいくという強い思いを示したものと評価できます。

以上の理由から、今後新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、一層の取組強化を期待して本議案に賛成するものであります。

【第104号議案 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例】

Q： 条例が改正されることによって、事務手続の流れがどう変わるのか。個人情報対策は万全か。就学支援金と奨学のための給付金の対象者数はそれぞれどのくらいを見込んでいるのか。

(財務課長)

A： まず、事務手続の流れがどう変わるかでございますが、現在は個人番号が利用できない状況でございますので、申請に当たっては、申請者が課税証明書等を市役所等へ取りに行っていたいただいており、その書類をもって所得状況を確認しているところでございます。

今回の改正をお認めいただきまして、来年度からマイナンバーを利用できるようになりますと、マイナンバーを記入することによって、課税証明書等を市役所等に取りに行く必要がなくなりますので、申請者にとっては大変メリットがあるものと認識しております。

次に、個人情報対策でございます。マイナンバーの管理については、しっかりとした対策を取って、個人情報が流出しないように努めているところでございます。具体的には、高等学校における就学支援金等で、既に対応しておりますが、提出されたマイナンバーは、財務課で借り上げております24時間警備の会議室のロッカーに鍵を掛けて保管しております。

それから、マイナンバーから情報を取得するためのシステムにおいては、運用面とシステム面から対策を取っております。運用面では、実際にシステムが取扱できる職員を限定しており、パスワードと生体認証という複数の認証を行っております。システム面では、マイナンバーを分散管理しており、マイナンバーを扱う業務と通常の業務を行うネットワークは分けて管理しております。これにより、セキュリティについては確保されているものと考えております。

また、対象者についてですが、就学支援金については、今年度は既に申請を頂き認定しておりますので、認定者ということでお答えさせていただきますと、8月1日現在で38名の方が専攻科で認定されております。奨学のための給付金については、同じく8月1日現在で、こちらはまだ申請レベルでございますが、17名の方が申請をされております。

Q： 念のための確認だが、個人情報の管理を行う中で、外部委託をしたり、技術的に民間の方が触れるようなことがあるのか。

(財務課長)

A： 申請書の審査につきましては、民間には委託せず、財務課の職員で行っております。

す。

Q： マイナンバー制度を利用することで、煩雑な手続が軽減されるという説明であったが、実際の申請ではマイナンバー制度を使わなくても、課税証明書の提出でも手続ができるようになってきているということでのよいのか。マイナンバーの利用は、情報漏えいの面で賛否両論がある。マイナンバー提出か課税証明書提出かを自由に選べるのか。選べるとしたら、その理由について説明してほしい。

マイナンバーカードの交付率が、8月31日現在、全国で19.4%となっているが、埼玉県は何%か。

(財務課長)

A： 情報漏えいの面で賛否両論があるということで、自由に選べるのかということですが、先ほど御説明したとおり、申請者にとってメリットがある制度でございます。「知らなかった」ということでありますと、御本人にとって不利益となりますので、基本的にはマイナンバーを利用させていただきたいということで、「申請のしおり」には記載させていただいております。ただ、実際に中には「どうしてもマイナンバーを提出したくない」という方もいるかと思っておりますので、課税証明書等の提出でも可能だと記載させていただいております。

我々としては、セキュリティ対策を十分に行っているという認識ではありますが、御納得いただけない方がいらっしゃるのであれば、どちらを提出するか選択ができるということで案内をしているところでございます。

二つ目のマイナンバーカードの県内の交付率でございますが、県全体の話になりまして、教育委員会では把握しておりませんので、御容赦いただければと思います。

【第105号議案 財産の取得について（プロジェクター）】

Q： 第105号議案のプロジェクターについて、発表や資料を提示するというような授業ができるということは承知しているが、もう少し具体的には、どのような授業を想定しているのか。最後の質問だが、プロジェクターを整備しただけでは意味はなく、整備した機器をどのように活用していくのか、また、県としてどのようなことに取り組んでいくのか教えていただきたい。

(高校教育指導課長)

A： プロジェクターの設置に関して、まず具体的にどのような授業ができるのかについてでございます。例えば理科で神経の伝達の流れや、化学反応の様子、社会であれば、歴史的資料や地形が形成されるまでの変化など、教科書だけでは具体的なイメージがつかめない、つかみにくい、そのような画像や動画を投影することで視覚的な理解を促したり、興味関心を高めていくことが考えられます。また、英語の授業であれば、あらかじめ授業で使う英文を記入した画像を投影し、授業中の板書時間を減らしていくことで、発音や、会話の練習等、その他の活動に時間を多く確保できるということを考えております。

また、整備したものについてどのような活用を考えているのかでございます。既に整備済みの85校に対しまして、活用状況の調査を実施したところ、各教員が1週間に実施する授業数に対して、プロジェクターを活用した授業の割合は、約32%ということでした。国語、数学、英語、理科、社会、主に普通教室を使用する5教科に限った使用率は38%という結果が出ております。今後、県としてどのように活用を進めていくのかということですが、現在、教員の年次研修等におきまして、プロジェクターなどのICT機器を活用した実践的な指導ができるよう、教員の指導力向上に向けて取り組んでいるところでございます。ま

た、要望に応じて、総合教育センターの職員が学校を訪問して、ICT活用についての、教員対象の研修も行っております。さらに、これまで整備した学校での活用事例をまとめまして、好事例を広く周知をしているところでございます。今後、より効果的な活用が進むよう、研修内容を改めるなど、研修の充実を図るとともに、引き続きプロジェクターを始めとしたICT機器の活用事例を集めまして、広く周知していくことで、学校の活用を進めていきたいと考えております。

Q： 委員からも指摘があり、85校の状況調査をして、全体だと32%、5教科だと38%の使用率という話があった。この数字をどのように分析しているか、科目ごとの傾向や、数字そのものの評価、高いのか低いのかについて聞かせていただきたい。その中で、どういう課題が見えてきたのかもあれば聞かせていただきたい。

(高校教育指導課長)

A： 活用の実態として現在32%という数字ですが、昨年度は24%でしたので、活用の向上が見られたと感じております。

ただ教科別に見ますと、活用状況にばらつきがあり、その点が課題と感じています。国語が24.6%、数学が21.3%と他の教科に比べ少し低い状況がございますので、例えば、国語であれば、作品への感想を共同編集という形で書き込み、全体の意見を共有する、数学であれば、グラフの変化を動画で見せたりするなどの活用例を、学校に好事例として紹介することで、活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

Q： プロジェクターの活用にとどまらず、目的は生徒の学習理解をどう進めるか、そのためにICTという手段があるということだと思うので、ICT全体の活用を視野に進めていく必要があると思っている。その中で、義務教育関係だとコロナ特別委員会でも示されたとおりICTガイドラインを作成、活用されているという話だが、高校教育でもそういうものが必要だと思うが、考えを聞かせていただきたい。

(高校教育指導課長)

A： ガイドラインについてでございますが、プロジェクターだけでなく様々なICT機器を効果的に活用して授業を行うことで、生徒の授業に対する興味関心、あるいは学びの質を向上させることができるものと考えております。

また、グループの考えをプレゼンテーション資料にまとめて発表したり、アンケートシステムを使用してクラス全体の考えを集約して共有するなど、ICTを活用することで、学習指導要領が目指す、主体的・対話的で深い学びを実現すること、こちらも促進されると考えます。学校でのICT活用を促進するため、ICT活用に関するガイドラインを含む埼玉県学校教育情報化推進計画を、今後策定していきたいと考えております。

Q： プロジェクターについて、国費も入っていると思うが、財源の内訳を教えてください。これを行っているのは埼玉県だけでないと思うが、他県の導入状況はいかがか。また素朴な疑問だが、オーバーヘッドプロジェクター、OHPは、部屋を暗くしないと見えなかった記憶があるが、このプロジェクターは、一々カーテンを閉めたりしなくてもよく見えるものなのか。また、様々な議論があると思うが、例えば、昔は白墨で先生が黒板に板書することのテクニックもあっただろうし、子供たちも写したりとか、そういう教え方がある程度確立していた部分もあるかと思うが、プロジェクターを導入して、手元のパソコンで全部行うことになった場合、それが一概に良い方向に行くとも限らない気がする。例えばプレゼンの方法としてパワーポイントが全盛の時代だが、授業全部をパワーポイントで行うことも考えられなくもない。そうすると、あまり教員の魅力とか能力というよりは、プレゼンテーションみ

たいな授業になってくるが、ICTなどの、文明の利器を入れることが本当の授業の質の向上とか、子供たちの学力の向上につながるかというと思えない気がするが、考えを伺いたい。例えば、パワーポイントを授業でも使っていると思うが、パワーポイントだけの授業を行っている先生はいるのか。45分間なら、45分間ずっとパワーポイントだけで行っているのか。極論すると、そういう方向に向かい兼ねない。買った以上は使ってくださいという話になるわけなので、どうお考えなのか。

最後にもう1点、これは高校の予算の話だが、小・中学校において、今後導入はどうなっていくのか。

(高校教育指導課長)

A： まず、財源については、県の単独予算となっております。また、近県の状況ですが、教室にプロジェクターを常設しているという自治体は少ない状況です。検討を開始したばかりという県もあれば、整備を計画している県もあるというふうに聞いております。本事業で、全高校にプロジェクターの整備が完了すれば、埼玉県は比較的全国に先駆けて整備が進むということになるかと思えます。近県では、千葉県は、各学校の予算で整備をしている学校もあるということです。また、神奈川県は今年度から普通教室へのプロジェクター常設化を始めたということです。

次に、OHPのように暗くする必要があるのかということですが、これは特にございません。そのままで問題ありませんが、外が明るく黒板が光るようであれば暗幕などを引いたほうが見やすいということはあるかと思えます。また、パワーポイントだけの授業をしている教員がいるのかということですが、私がかつて勤務していた高校には、1時間、投影しながら、例えば歴史の授業で年度を追いながら解説していくような授業を行う教員もおりました。ただ、全体の活用については、プロジェクターをどこで使っていくと効果的なのかということで、対面による授業や、会話をしていくことが一番重要なものであり、ICT機器全般に言えることですが、これを全て使うという考え方よりは、ICT機器と対面等をうまくミックスさせていくことを考えていき、生徒の学び、授業の質の向上を図るものと考えております。

(義務教育指導課長)

A： 小・中学校におけるプロジェクターの整備について答弁申し上げます。小・中学校においてはプロジェクターに限らず、例えばデジタルテレビや電子黒板といった物も含めて、「大型映像装置」という区分で、国が調査をしております。令和2年3月現在の国の調査の速報値において、普通教室の大型映像装置の整備率は、埼玉県内平均が48.3%、全国平均が59.2%となっております。県内でも整備を進めているところでございますが、全国平均をいささか下回っている状況でございます。

Q： 県単ということで、埼玉県の肝入りの事業として、しっかりお金を掛けてやろうという判断で導入されていると思うが、私が危惧するのは、教師の力量が、良い機材があれば上がるのか、ということで、そんなことは多分ないだろうと思う。例えば動画とかを見せるという意味では刺激になり、良いと思うが、あくまでも本筋は、学校の先生のしゃべりの能力とか、生徒とのコミュニケーション能力などの方が、テクニックとしては重要ではないかと思うので、機材に余り頼り過ぎることなく、教員としての魅力、実力を是非磨いていただきたいと思う。それについても一言頂きたい。

(高校教育指導課長)

A： 機器に頼らずということで、御質問を頂きました。おっしゃるとおりでして、ICT機器はツールでしかありませんので、これを使

う教員がいかに効果的に使えるのか、そして、最終的に目指す所は、子供たちの学びの質を高めていくということですので、機器が整ったからもう大丈夫だということではなくて、日頃から教員の研さんに努めるよう、今後とも効果的な活用ができるように指導をしてまいりたいと思います。

Q： プロジェクターについて、ICTを活用していくのはいいことだと思っている。耐用年数があると思うのだが、使用頻度にもよると思うが、入替えについてどう考えているのか。金額が大きく、これだけの量を用意できる県内企業はなかったということだが、入替えについては県内企業を考えているのか。

(高校教育指導課長)

A： プロジェクターの耐用年数は、一般的には5年ほどです。ただ、製品の性能が大変向上していますので、実際には5年を超える利用が可能であると考えています。今回導入するプロジェクターのランプの寿命も2万時間で、少なくとも5年は利用が可能であると考えています。入替えについては、使用の状況を見て、県で検討していくこととなります。地元という考えは、当初の計画でも考えていましたが、WTO案件であったりということで、できないところもありましたので、今後、入替えについてはしっかりと検討して参りたいと思います。

Q： プロジェクターについて、今回1,068台、対象校が最終的に設置されていない55校ということであるが、1,068を55で割ると1学校につき20台弱ぐらい、それを3学年で割ると5台、6台ということになり、これは普通教室のみのプロジェクターの設置ということであるが、社会科や理科の教室といった特別教室など、専門性のある教科を学ぶための教室に設置し、しっかりと分かりやすく内容を誘導するということがあってもいいと思う。今後の特別教室への整備方針を伺いたい。また、特別支援学校への整備状況について伺う。

(高校教育指導課長)

A： 特別教室への設置の考え方でございますが、現在、高校については、据付け型の前に、可動式のプロジェクターが各校に整備をされております。特別教室については常時そこで授業が行われるわけではないということから、可動式のプロジェクターを活用するという事で、特に特別教室への設置というのは、現段階では考えていないところでございます。

(特別支援教育課長)

A： お答えを申し上げます。特別支援学校につきましても今年度から段階的に導入していく予定でございます。規模といたしましては6クラスに1台分、今年度につきましては、16校への整備を予定しております。

Q： 特別教室についてはこれまで可動式で対応しているということであるが、今回、2億1,780万円で性能がいいものであると思う。新しく購入されるものと比べると可動式の方が劣っているところがあると思うが、今後のリニューアルについては考えていないのか。

(高校教育指導課長)

A： 投影という観点については、現在の可動式の物で十分な対応ができていると考えております。ただ、物によっては技術が進んでいる状況がございますので、時代のニーズを見ていく必要はあると思いますが、現時点での考え方としては特別教室については可動式を考えているところでございます。

2. 所管事務調査

【校長会等が実施する公的テストの実施状況について】

Q： 現在、埼玉県公立中学校において、中学校長会等により、公的テストが実施されている。これについては、過日、議員が一般質問でも取り上げた。改めてこの場で細部にわたって伺えればと思い、問題意識を持って所管事務調査として取り上げたい。

まず始めに、公的テストの実施区分はどうなっているのか。また、公的テストの年間の実施回数と1回のテストの金額。そしてその金額を捻出するための財源はどうなっているのか伺う。

(義務教育指導課長)

A： 現在実施されている公的テストの実施区分については、14の区分に分かれており、それぞれ、実施回数や内容も異なっております。現段階で把握している情報を基にお答えを申し上げますと、実施回数につきましては、2回の所もあれば、3回、4回の所もございます。また、1回当たりの金額につきましても、500円未満の所もあれば、2,000円弱程の金額で実施をしている所もございます。加えまして、財源につきましても、完全に受益者負担という所もあれば、完全に公費負担で実施している所もございます。

Q： 今状況を伺う限りでは、年間のテストの実施回数、金額に至るまで各市町村、あるいは自然発生的に区分けされている中で実施されている公的テストには、ばらつきがあるという話である。埼玉県に限らず、やはり業者のテストは平成4年度に当時の文部省の通達があって「1業者が公立の学校の授業時間を割いてテストを行うことについては、疑問を呈する」と、やめる方向で考えるという通達があったと思うが、それ以降なかなか偏差値というものの在り方については、いろいろな見方、特に否定的な見方がなされてきた。当然、公立学校の教育現場では、業者テストは無くなり、埼玉県全県下で推し測れるような偏差値テストというのは、事実上ないということである。そうした状況の中で、子供たちを塾に通わせ、そしてその塾の中で行う偏差値テストに自分の今の学力レベルはどこにあるかということを探って行ってきたという過去があると思う。しかし、塾というのは当然通わせることができる家庭と通わせることのできない家庭というように家庭内の経済格差によって、それが反映されるところもあるので、その前提がある中で、公的テストは、御答弁いただいたようにいろいろな意味でのばらつきや格差があって、非常に受験を向かえる中学生にとっては不安要素が多いということだと思う。こうした不公平感が否めない状況を県としてどう考えるか伺う。

(義務教育指導課長)

A： まず、今の公的テストにつきましては、先ほど答弁させていただいた時に、現段階の把握している状況を基にお答えさせていただきましたが、今の時点ではなかなか、どういった問題であるとか、どういったふうに生徒にフィードバックがなされているのかなどといったことについての詳細については把握しておりません。それらを把握した上で、課題を整理していく必要があると考えております。その上で、今の公的テストについてでございますが、例えば実施回数や母集団の大きさ、費用の有無についてグループ間で実態が様々であるということは事実でございます。県内全域の生徒が参加できるようなテストを実施することは、生徒がより自分の立ち位置を客観的に把握する上で有効な手段であると考えております。

Q : まず、いろいろな格差などについて現状認識に徹するという答弁であったと思うが、公的テストが市町村単位で行われている状況が続いている。私が思う一番の問題は、テストが行われている市町村、行われている単位によって出題される内容が違ふということである。最終的には、公的テストの広域化を推し進めていただきたいが、そこでまず前段として、出題される内容の統一を進めていただきたい。そうすることで、生徒は県内における学力の位置をある程度分かるようになると思う。

現状で行われている公的テストの有用性をどのように認識しているのか伺いたい。

(義務教育指導課長)

A : 先ほどの答弁と重なってしまうところもございしますが、実施回数、母集団の大きさ、費用、出題される問題、生徒へのフィードバックの在り方が違っているのは事実であり、それによってどのように有用性に影響が出ているかについて、現状の課題を整理した上で、広域的なテストの実施について検討していく必要があると考えております。

Q : 検討の段階ということで、明確な答弁が得られないことは想像しているが、一番始めに答弁のあった現状の公的テストの格差、違いに始まって、こういった状況で行われるテストの有用性については、非常に疑問である。しかしながら、平成9年から平成18年まで、偏差値の在り方を国が下向きに見ていたが、平成18年以降、一つの物差しとして推し測る偏差値としての在り方が見直されている向きがあると認識している。私としては、こうした有用性を担保した上で、偏差値を教育現場で使ってほしい。特に、受験を控えた生徒さんにとっては、大きな一つの指針となる。県として検討する中で、市町村にどのように関与し、強いリーダーシップを持って、この検討を推し進めていくのか伺う。

(義務教育指導課長)

A : まず、市町村にどのように関与するかについてでございますが、これまで平成30年度頃から、公的テストの広域化に向けて取り組んできたところでございます。その際には、地域的に隣接しているなど、共同実施ができるのではないかと見込んだ地域の校長会にお声掛けをしてきました。先ほど答弁申し上げたとおり、まだ14という状況でございますので、十分まともきっていないところでございます。今後につきましては、実態を把握した上で、全市町村に対して県の方針を示し、市町村と丁寧に協議しながら進めていきたいと考えております。

Q : 検討という段階なので難しいという答弁になると思うが、今の答弁を聞いていると最終的にはお金、財政的支援、こういうところにまで一歩突っ込んで、関わり方はいろいろあるかと思うが、県として財政的支援が必要だと思う。実施主体がまだ決まらない以上、県として支援するにしても、どれくらいのパーセンテージとするかなどあるが、教育については、市町村が主導権を握ってやるという前提に立って考えたとき、県として、できる部分の財政的支援、公的テストの広域化に向けてやっていくことで、さらなる広域化の推進につながるものと考えているが、いかがか。

(義務教育指導課長)

A : 現在、各学校で既に公的テストが実施されておりますので、今の公的テストの課題も含めた上で、実施主体や形態、費用負担などの課題を市町村と協議した上で整理していく必要があると考えております。

今の段階で、県がどのように関わるのかを決め打ちするものではなく、丁寧に協

議を行いながら、進めさせていただきたいと考えております。

Q： 財政的な面については、明言が難しいと考えながらもあえて質問したところである。最後に、現状では学校の先生が生徒の学力が分からずに、中学3年生にどこを受験していいのか言いにくい状況が教育の現場ではある。こうした事情を鑑みながら、偏差値の重要性については見直されつつある中、決して偏差値を排除することのないように、進路指導にも取り入れるべきと考えるがいかがか。県としての前向きな答弁を求める。

(義務教育指導課長)

A： 委員御指摘のとおり、偏差値に対する学校教育の捉え方というのは、平成25年から平成30年の間に非常にいろいろな変遷を経て変わってきているのは事実でございます。生徒一人一人の適正、能力、関心といったものを踏まえた上で進路指導することが求められますので、偏差値のみに依存した進路指導はよろしくないと考えております。生徒が今の段階での学力や高校への合格可能性を知る上で偏差値を活用することは、県の方針でもそのとおりであると考えております。各中学校に対してもこうした考えを周知してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 提言

新型コロナウイルス感染症対策特別委員長

小島 信昭

I 総括的な事項

- 1 新型コロナウイルス感染症対策については、特別委員会の審査を踏まえ、県民をどう守るかという視点に立った、対応マニュアルを策定すること。

II 組織分野に関する事項

- 2 埼玉県新型インフルエンザ等対策本部の組織体制については、新型コロナウイルス感染症のような未知の感染症においても十分な効果を発揮できるよう精査すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症への対策において、県民生活に多岐にわたって必要となる対応策を検討する際は、1事案であっても部局を横断した取組の必要性について考慮すること。
- 4 これまでの新型コロナウイルス感染症対応の教訓を生かし、感染症や台風等の有事に備え、職員定数の見直しを図ること。
- 5 インフルエンザの流行に備えた体制整備を行うこと。
- 6 行政手続の電子化を更に進めること。
- 7 民間企業への業務委託に関しては他県の事例を参考にするだけでなく、危険な業務の取扱いなど、業務内容等を分析し適正な委託に努めること。
- 8 職員の時間外労働の縮減のため、職員の増員を図るとともに、実効性のある働き方改革を進めること。特に、テレワークについては、職員の感染リスクを下げられるためにも、実施率を着実に上げていくこと。
- 9 宿泊療養施設での受入れ業務等に従事する職員の健康管理に十分配慮すること。
- 10 コロナ禍で献身的に他部局の応援を行った職員を正當に評価すること。

III 財政分野に関する事項

- 11 県が重要と考えている医療体制の整備や経済との両立などの必要な施策については、県独自の財源等を用いてちゅうちょなく思い切った予算措置を行うこと。
- 12 財政調整基金については、不測の緊急事態下においても迅速かつ万全の対策が行えるよう十分な基金残高の復元、確保策を計画的に講じること。

- 13 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の今後の活用については、経済政策に力点を置くこと。
- 14 今後の景気対策として、必要な公共工事予算をしっかりと付けていくこと。

IV 情報発信等の分野に関する事項

- 15 県ホームページのリニューアルについては、新型コロナウイルス感染症関係の重要な情報を県民により伝わりやすい内容にして、県民が必要な情報を確実に入手できるようにすること。また、行政手続のワンストップ化、ペーパーレス化及びオンライン化等、デジタルトランスフォーメーションに対応すること。
- 16 県内の各市で設置している保健所も含め、各保健所で取りまとめられたそれぞれのデータを同じ規格で整理し、県民が分かりやすい形で発信すること。
- 17 埼玉県LINEコロナお知らせシステムの更なる周知と普及促進を強化するとともに、感染拡大を防止するツールとして効果的な仕組みを構築すること。
- 18 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による誤解や偏見に基づく差別的取扱いや言動がなくなるよう県民に寄り添った施策を進め、積極的に差別・偏見解消のための啓発に努めること。
- 19 手話通訳等による情報保障について、当事者への不利益はすなわち差別であることを認識し、差別解消を最優先として今後も取り組むこと。

V 医療分野に関する事項

- 20 新型コロナウイルス感染症に係る時限的な「専用医療施設」を設置するに当たっては、山積する課題への対応策を詳細に計画化し、設置する医療機関の負担が増大しないよう努めること。
- 21 県立病院での受入れ拡大を含め病床の更なる確保に万全を期すこと。
- 22 新型コロナウイルス感染症患者等の受入医療機関への支援制度については、国への要望も含め更なる拡充を図ること。
- 23 宿泊療養施設の確保については、組織・責任体制を明確にし、契約金額について、利用料設定に関する具体的な要件を設けること。
- 24 国の新たな推計に基づき宿泊療養施設の確保に努めること。特に県南部地域での宿泊療養施設の確保に注力するなど、感染状況の実態に合わせて感染者の多い

地域に重点的に確保すること。

- 25 保健所における更なる負担軽減策を進めるとともに、保健師などの専門職を増員し、保健所体制の強化を図ること。特に、月の残業時間が215時間に及ぶ職員がいる狭山保健所は職員を増やし、支所をつくること。
- 26 県から市町村への保健師支援要請については、今後想定される新型コロナウイルス感染再拡大期に限定し、その要請数を必要最低限にとどめること。
- 27 市町村と連携し、保健センターから保健所へ保健師や看護師の派遣が行える仕組みを作ること。また、市町村の保健師と保健所の人事交流を幅広く行うこと。
- 28 PCR検査数拡大のために、引き続き多様な手法の検討をすること。
- 29 検査体制を強化するため、全郡市医師会との集合契約及びあらゆる医療機関で唾液等による検査ができる体制を作ること。
- 30 学校で新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合は、児童・生徒の居住地の保健所で個別に対応するのではなく、学校が立地している保健所や医師会が対応し、学校内において速やかに集団検査を実施すること。
- 31 新型コロナウイルス感染症に係る補助金については、迅速な執行に努めること。
- 32 新型コロナウイルス感染症をより大局的かつ的確に把握するため、実効再生産数を活用すること。
- 33 各種情報共有システムの更なる改善を図り、有効に稼働させること。
- 34 陽性者数については、累計数だけではなく、入院数、宿泊療養数、自宅療養数、調整中の数、退院または療養終了数といった内訳ごとの現在数を周知すること。また、依頼のあった自治体だけに情報を提供するのではなく、県民の平等性を担保するために保健所から管轄する市町村に対し、主体的に情報提供を行うこと。
- 35 感染者の情報公表に関しては、今後の国の分科会、ワーキンググループでの議論も踏まえ、偏見・差別の防止、プライバシーの問題等に配慮し、慎重に取り扱うこと。
- 36 市町村と連携して感染防止に努めること。特に救急搬送の迅速化や有事に備えて、県から市町村に対して積極的かつ的確な個人情報の提供に努めるとともに、自宅療養者等の災害時の避難を市町村へ協力依頼する場合は、情報共有を含め、しっかり連携すること。
- 37 感染のピーク時にあっても、各電話相談の応答率が下がらぬよう、現状を定量的に把握し、電話回線や人員の増強を図るなど、必ずつながるように取り組むこと。
- 38 感染症患者移送業務については、遅滞なく円滑に患者移送を行えるよう、県内各地の保健所に車両を配置すること。

- 39 陰圧機付き自動車については、購入などにより今後も使用できるようにすること。

VI 福祉分野に関する事項

- 40 福祉施設間の互助ネットワークの構築及びケアラー支援等に係る事業については、緊急事態下においても即応的な支援が行えるよう関係団体との連携・協力体制を構築すること。
- 41 障害者のホテル療養について合理的配慮を行い、ろう者等も利用できるよう改善を検討するとともに、障害者の方々に対し、現時点では、軽症の場合であっても入院が基本となっていることについて情報提供を行うこと。
- 42 コロナ禍における児童虐待の増加や乳幼児を抱える家庭の孤立などの対策の強化に努めること。また、適切な対策が取れるよう児童相談所と市町村の連携を密にすること。
- 43 手話通訳者への慰労金支給については、県として独自に実施すること。

VII 教育分野に関する事項

- 44 学校の一斉長期休校については、感染拡大抑止に効果があったと思われる一方で、様々な影響があることから、しっかりと総括をして今後の感染症対策に反映させること。
- 45 新型コロナウイルス感染症による学びの遅れを取り戻すため、教育ビッグデータを活用すること。
- 46 新型コロナウイルス感染症等の感染を懸念して、一定期間自主的に休んでいる児童・生徒の学びの遅れを取り戻すべく、県は強い問題意識をもって市町村への指導や市町村との連携を図ること。
- 47 学校教育環境のICT化、オンライン学習の推進に向けては、環境整備専門の人材配置に市町村格差が生じないようにワーキンググループを組織するなど、ICT教育の質や公平性の確保に努めること。
- 48 ICT支援員制度の実施に向けて、早急に検討を行うこと。
- 49 学校のICT環境の整備に当たっては、学校に登校できず、つながりが切れてしまう状況を解消するために、オンライン授業等の活用や、家庭での利用を拡充

するよう、更なる努力をすること。

- 50 少人数学級については、国に要望するとともに、県独自でも進めていくこと。
- 51 中高生のスポーツや文化活動における大会の実施に向けて、PCR検査の補助等の積極的な支援を行うこと。特に3年生が大会に参加できるよう配慮すること。
- 52 修学旅行や林間学校については、極力実施できるよう努めること。また、市町村立学校に対しても、的確な支援を行うこと。

VIII 経済分野に関する事項

- 53 「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」の取組については、本県の産業構造の実情に合致した検討内容となるよう工夫をするとともに、これまで以上に景気浮揚に関する視点を取り入れて政策を実行すること。
- 54 県内各地域を含む社会全体のデジタルトランスフォーメーションの実装を加速するために、基本計画を策定すること。
- 55 県内企業が取り組むデジタルトランスフォーメーションの推進を、攻めの経営に生かせるようにサポートすること。
- 56 経済低迷期や不測の事態における企業、個人事業主、各種法人及び団体への支援については、迅速かつ効果的な支援や補助制度となるよう制度設計に万全を期すこと。
- 57 今後想定される県から事業者への支援金については、県外本社要件を外し、県への納税が認められる事業者に適切に支援金が届くよう制度設計すること。
- 58 中小企業や小規模事業者向けに、新しい生活様式に対応するための支援金事業等の実施を検討すること。
- 59 国の制度から県の制度まで幅広く扱った、中小企業向けのワンストップ相談会を実施すること。
- 60 緊急経済対策に係る給付金等の支払は速やかに行うこと。
- 61 観光業の回復と拡大に向けた取組を強化するとともに、観光業が地域経済に影響があることを踏まえ、その支援に新たな発想を取り入れて推進すること。
- 62 狭山茶の特性に合った適切な支援を行うこと。
- 63 米の価格動向を注視し、必要な場合には県として早急に対策を実施するとともに国へ必要な支援を要望すること。

Ⅸ 雇用分野に関する事項

- 64 民間企業が安心して雇用を維持できるよう、経営者に対する支援を拡充すること。